

平塚市人権施策推進指針【改定版】



令和5(2023)年6月

はじめに

平塚市では、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、平成 25 年（2013 年）2 月に「平塚市人権施策推進指針」を策定し、人権の擁護と人権意識の高揚に向けて、多岐にわたる取り組みを進めてきました。

令和 5 年（2023 年）2 月でこの指針の策定から 10 年経ち、その間、国内外において様々な出来事がありました。差別解消に関する法律の整備や、社会的に弱い立場に置かれている人の人権を擁護する施策が進む一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に起因する人権問題、国際平和の深刻な脅威である武力侵攻など、人権侵害にあたる事例が多数報告されています。

このように目まぐるしく変化する社会情勢を踏まえ、このたび平塚市では、時代に即した人権施策を推進するため、「平塚市人権施策推進指針」を改定しました。

指針では、基本理念である「一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり」を継承しつつ、互いが尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりに繋がるガイドラインとなるよう定めています。この基本理念の実現に向けて、国、県、関係団体と連携を図るとともに、市民の皆様との協働による取り組みを推進し、指針に基づく施策の実施を通して、人権課題の解決を目指します。

市民の皆様におかれましては、引き続き、本市の人権施策へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、指針の改定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました平塚市人権施策推進協議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様、関係団体並びに関係機関の皆様に深く感謝し、心よりお礼を申し上げます。

令和 5 年（2023 年）6 月

平塚市長 落合克宏

目 次

I 基本的な考え方

1	指針策定の背景	1
	(1) 国際的な動向	1
	(2) 国内の動向	3
	(3) 神奈川県 of 動向	4
2	指針の位置づけ	4
3	現状と課題	5
4	指針改定の趣旨	6

II 施策がめざす姿

1	基本理念	7
2	基本目標	7
	(1) 人権尊重意識の高揚	7
	(2) 一人ひとりの人権を尊重するまちづくり	7
	(3) 多様な価値観や個性を尊重し、共に認めあえる社会づくり	7
	(4) 市民等との協働によるまちづくり	8
3	市の基本姿勢	8
	(1) 職員への人権研修	8
	(2) 人権情報の収集と活用	8
	(3) 民間有識者等による会議の設置	8
	(4) 指針の見直し	8

III 人権施策の推進

1	人権教育の推進	9
	(1) 学校教育	9
	(2) 社会教育	9
2	人権啓発の推進	10
	(1) 多様な啓発活動の推進	10
	(2) 人権NGO等との協働	10

(3) 企業等における取組の促進	11
3 相談・支援体制の充実	11
(1) 相談・支援体制の充実	11
(2) 関係機関・団体との連携・協力体制の推進	12
4 分野別施策の推進	13
(1) 女性の人権	13
(2) 子どもの人権	17
(3) 高齢者の人権	20
(4) 障がいのある人の人権	23
(5) 同和問題	26
(6) 外国につながるのある市民の人権	28
(7) 疾病等（エイズ・H I V感染症、ハンセン病、新型コロナウイルス 感染症の患者やその家族及び医療従事者等）に関する人権侵害	31
(8) 犯罪被害者等の人権	33
(9) ホームレスの人権	35
(10) インターネットによる人権侵害	37
(11) 自殺・自死遺族の人権	39
(12) 災害発生時における人権侵害	41
(13) セクシュアルマイノリティの人権	43
(14) 様々な人権問題	45

I 基本的な考え方

1 指針策定の背景

(1) 国際的な動向

人権とは、全ての人々が生まれながらに持つ権利であり、等しく生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利として、誰にとっても身近で大切なものであり、日常における本人の人権主体としての自覚と、周りの人々による尊重及び他者との相互理解によって守られるべきものです。

しかし、20世紀には世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦では多くの尊い命が奪われ、様々な人権侵害が行われました。その反省から、世界の平和と経済・社会の発展のために協力することを目的として、昭和20(1945)年に国際連合(以下「国連」という。)が設立され、昭和23(1948)年には、人権尊重に関する全ての人と国が達成すべき基準として「世界人権宣言^{※1}」が採択されました。その後、この宣言の趣旨を実現するため、「人種差別撤廃条約^{※2}」、「国際人権規約^{※3}」、「女子差別撤廃条約^{※4}」、「子どもの権利条約^{※5}」、「障害者権利条約^{※6}」などの人権条約が採択されるとともに、人権に関する各種宣言や国際年などの国際的な取組が行われてきました。

しかしながら、その後も世界各地では民族紛争や宗教対立、これらに起因する難民問題など人権に関する様々な問題が起こっています。あらゆる人権課題の解消に向けた教育の推進を図り、世界の国々や地域において人権文化を築くことを目指して、国連は平成7(1995)年から平成16(2004)年までを「人権教育のための国連10年^{※7}」と決めました。その取組を更に進めるために、平成17(2005)年には「人権教育のための世界計画」が開始され、令和元(2019)年9月には、青少年のための人権教育をテーマとする「人権教育のための世界計画 第4フェーズ」(令和2(2020)年から令和6(2024)年の5年間)が採択されました。

平成27(2015)年の国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)では、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を誓い、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。人権に関わりが深い「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」などをはじめとした、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、全ての人々の人権を実現することを目指しています。

※1 世界人権宣言：世界的普遍性を持つ国際人権文書として初めてのもので、昭和23(1948)年の国連総会で採択された。「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」としての性質を持つ。第1条では全ての人間が生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であること

を、第2条では全ての人が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げる全ての権利と自由とを享有することができることをうたっている。

- ※2 **人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）**：昭和40（1965）年に国連総会で採択された条約。「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系、民族的又は種族的出身に基づく区別や除外や制約や優先であり、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている。日本は平成7（1995）年に加入している。
- ※3 **国際人権規約**：世界人権宣言の内容を基礎として条約化したもので、昭和41（1966）年に国連で採択された。人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」の3つの条約の総称。日本はA規約・B規約について、昭和54（1979）年に批准した。
- ※4 **女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）**：男女平等の原則に基づき、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる分野における女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置を規定した条約で、昭和54（1979）年に国連で採択された。男女の平等の達成に貢献することを目的としている。日本は昭和60（1985）年に批准した。
- ※5 **子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）**：子どもの権利を保障するための国際条約で、平成元（1989）年に国連で採択された。18歳未満のすべての者（児童）を対象に、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等について包括的に規定している。日本は平成6（1994）年に批准した。
- ※6 **障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）**：あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための包括的・総合的な国際条約で、平成18（2006）年に国連で採択された。日本は平成26（2014）年に批准した。
- ※7 **人権教育のための国連10年**：平成6（1994）年の国連総会において決議されたものであり、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義している。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 国内の動向

日本国憲法第 11 条では、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として国民に保障されています。また、第 14 条では国民は法の下に平等であって、差別されないことがうたわれています。

国際的な動向との関係を見ると、日本は国連で採択された「国際人権規約」をはじめ、人権に関連する様々な国際条約を批准しています。また、国連での「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成 9（1997）年に『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画^{※8}が策定されました。

平成 12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律^{※9}」が施行され、人権教育・啓発に関する施策を策定し実施することが国及び地方公共団体の責務として明示されました。この法律に基づき、国は平成 14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画^{※10}」を策定し、全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会である人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を推進しています。

一方で、女性や子ども、高齢者など社会的に弱い立場に置かれている人々の人権擁護をはじめとする様々な法整備や施策が進められてきました。平成 28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」など、差別解消に向けた法律が整備されました。

このように、社会情勢の変化等に対応し、人権尊重の取組が進められていますが、新たな人権問題も発生しており、人権課題の解決は社会全体の大きな課題となっています。

- ※8 「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画：「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成 9（1997）年に国が策定した計画。生涯学習（学校教育・社会教育）において、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人などの人権課題への取組を提唱している。
- ※9 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律：平成 12（2000）年に制定された法律。人権の擁護に資することを目的としており、国や地方公共団体の責務として人権教育・人権啓発に関する施策の策定及び実施を掲げている。
- ※10 人権教育・啓発に関する基本計画：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成 14（2002）年 3 月に政府が策定した計画。日本の人権教育・啓発の現状、基本的なあり方や推進の方策を位置づけている。推進の方策については、人権一般の普遍的な視点からの取組とともに、子ども、高齢者、女性、障がいのある人などの個別の人権課題への取組を明記している。

(3) 神奈川県の変向

神奈川県では、国内外の変向をいち早く捉え、人権を尊重した行政を進めていく上での道しるべとして、全国に先駆けて「神奈川県人権施策推進指針」を平成6（1994）年に策定し、かながわ権利擁護相談センター、かながわ子ども人権相談室事業、外国籍県民かながわ会議、かながわ外国人すまいサポートセンターなどの設置をはじめとして、企業や人権NGO^{※11}などとの協働による人権関連施策が総合的に実施されてきました。

平成15（2003）年には、世界や国内における人権をめぐる様々な状況を踏まえ、それまでの人権施策推進指針を見直した「かながわ人権施策推進指針^{※12}」を策定しました。さらに、平成25（2013）年には、新たな人権問題として北朝鮮当局によって拉致された被害者等を、令和4（2022）年には、性的マイノリティやインターネットによる人権侵害などを加え、同指針を改定し、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応しました。

県はこの指針の中で、人権施策推進に当たっての基本姿勢を示すとともに、「誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会」、「誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会」及び「誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、共に生き、支え合う社会」を基本理念として、人権教育、人権啓発、相談・支援、分野別の施策などの取組について、方向性を示しています。

※11 NGO（Non-Governmental-Organization）：非政府組織。平和・人権問題などで、国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織のこと。

※12 かながわ人権施策推進指針：平成15（2003）年に神奈川県が策定した指針。人権施策推進にあたっての基本姿勢を示すとともに、人権教育、人権啓発、相談・支援、分野別の施策などの取組についての方向性が示されている。平成25（2013）年、令和4（2022）年に改定された。

2 指針の位置づけ

「平塚市人権施策推進指針」（以下「指針」という。）は、本市において人権施策を推進するに当たり、人権尊重という視点から何を大切にし、どのように施策を進めたらよいかを明らかにするためのガイドラインとして、人権施策推進の基本理念と今後取り組むべき基本的な方向性を示しています。現在行っている施策はもとより、今後策定する諸施策についても、本指針の趣旨を十分くみ取った計画となるよう整合性を図り、人権に関する諸施策を総合的、体系的に推進できるようにします。

3 現状と課題

指針の策定から10年が経過した現在、より時代に適応した改定版指針の策定を見越して、令和4（2022）年4月に平塚市人権に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

市民意識調査では、基本的人権が憲法で保障されていることについて、「知っている」という人が79.8%となり、前回の82.6%から下がる結果となりました。国民一人ひとりの人権意識が10年前に比べて高くなっていることについては、「いちがいには言えない」（50.9%）が半数を占めているものの、「そう思う」（37.6%）は前回の33.5%から上がっています。また、差別や人権侵害の存在の有無については、人権問題として挙げた17分野全てにおいて、回答者の6割以上が「人権侵害が存在する」と回答しています。

日本における人権課題について関心があるものとしては、「インターネットによる人権侵害」、「障がいのある人」、「女性」、「子ども」及び「高齢者」が前回と同じく上位に挙がっており、変わらず関心が高いことが分かりますが、特に「インターネットによる人権侵害」は前回から21ポイント上がっていることから、より関心が高くなっていると言えます。また、市民一人ひとりに求められている行動としては、「人権について正しい知識を身につけること」、「他人の立場や権利を尊重すること」及び「因習や誤った固定観念にとらわれないこと」が求められていることが分かりました。

本市の人権に対する取組については、人権擁護委員^{※13}による相談と啓発事業の実施が主なものであり、業務上、人権に関わる課題については、それぞれの部署が個別に対応しています。

本市の全ての部署において、業務に人権との関わりがあるため、職員は常に人権の視点で問題意識を持つことが必要です。あらゆる事業分野で人権尊重に基づいた施策を推進していくことが重要であることから、人権施策についての基本理念を明らかにし、具体的施策の方向性を改めて検討・整理する必要があります。

※13 人権擁護委員：国民の基本的人権を守るために、国の機関として、法務省人権擁護局とその下部組織である法務局、地方法務局及びその支局、それに法務大臣が委嘱する人権擁護委員が置かれている。これらをまとめて法務省の人権擁護機関と呼び、人権に関する相談に応じたり、国民一人ひとりが人権に関する理解を深めることができるよう、様々な啓発活動をしている。人権擁護委員は各市町村の地域住民の中にあって人権擁護活動を行う。

4 指針改定の趣旨

本市では、平成 18（2006）年 10 月に平塚市自治基本条例を制定し、基本的人権の尊重を基に、市政運営の基本原則とまちづくりの指針を定めました。また、平成 19（2007）年 9 月には、平塚市総合計画「生活快適・夢プラン」を策定しました。

平成 23（2011）年 7 月には、市の現状を把握するため、平塚市人権に関する市民意識調査を実施しました。その結果、今まで以上に一人ひとりが人権課題を社会全体の課題として考え、人権尊重の理念に対する理解を深める必要性が再認識されました。

このような背景を踏まえ、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、本市としての人権に対する基本理念や施策の方向を明らかにするため、指針を策定しました。

その後、本市では、平成 27（2015）年度に計画期間が終了した「生活快適・夢プラン」に代わり、平成 28（2016）年に「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～」を策定し、令和 2（2020）年 2 月には「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～改訂基本計画」を策定しました。この計画の中で、子や孫へたしかかな平塚をつなぐために掲げた 4 つの柱のひとつ「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」において、人権尊重の意識が定着し、人権について正しい理解が進むように、様々な機会を活用した意識啓発を進めることを取組方針としています。

現在、指針の策定から 10 年が経過しました。令和 3（2021）年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、各種人権問題に関する啓発活動も活発化しました。一方で、差別や人権侵害に関するニュースは今もなお世間を騒がせていると同時に、国内外での人権を取り巻く状況はより一層複雑に変化を続けています。インターネットや SNS^{※14}などの普及により、手軽に情報の発信ができるようになった反面、個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害といった深刻な問題が指摘されています。さらに、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者などに対する差別や誹謗中傷が問題視されています。

このように、市民意識調査の結果や、新たな人権問題の発生及び日々多様化・複雑化する社会に適切に対応するため、指針を改定するに至りました。

※14 SNS（Social-Networking-Service）：インターネット上で個人同士が繋がりを持つことができる場を提供しているサービスのこと。

II 施策が目指す姿

1 基本理念

平塚市人権施策推進指針の基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利で、人間の生命や自由・平等など、私たち一人ひとりの日常生活を支えるための大切な権利です。そして、人権に関する問題は時代や社会の変化につれて多様性と複雑性を増しており、幸せを求め、人間らしい生活を守ろうとする人々の願望が、権利意識を高めてきています。人権が尊重され誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するために課題に取り組み、一人ひとりがお互いを尊重しあうよう心がけることが大切です。

この基本理念を実現するため、引き続きあらゆる施策を推進していきます。

2 基本目標

(1) 人権尊重意識の高揚

市民一人ひとりが、人権問題に関心を持ち、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ理解することにより、日常生活において人権尊重の意識が定着するよう意識高揚を図ります。

(2) 一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

市民一人ひとりが、自律した人間として尊厳が保たれ、個人の自由が保障された平等社会において、個人の個性と能力が十分発揮でき、偏見や差別のない喜びあふれる地域社会づくりを目指します。

(3) 多様な価値観や個性を尊重し、共に認めあえる社会づくり

市民一人ひとりが、ほかの人の個性や違いを尊重し、多様な文化や歴史、さらに生活習慣や環境の相違などを認めあい、様々な人と共に生活することにより、お互いを支えあえる地域社会づくりを目指します。

(4) 市民等との協働によるまちづくり

市民一人ひとりをはじめとして、地域社会、学校、企業、市民活動団体及び行政などが協働することにより、様々な人権問題の解決に向けて積極的に取組を行い、人権意識にすぐれたまちづくりを推進します。また、本市自治基本条例における協働の原則を踏まえ、基本的人権が擁護されるまちを目指します。

3 市の基本姿勢

人権施策を推進するためには、職員一人ひとりが人権尊重の趣旨を理解し、本指針に基づいて行動するとともに、関連部署や市民などの意見を取り入れながら連携を図り、適正かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

(1) 職員への人権研修

職員が人権尊重の理念についての理解を十分深めるよう、効果的な研修を実施します。

(2) 人権情報の収集と活用

多様化・複雑化する人権課題に対応するため、人権に関する情報収集を図るとともに、関連部署へ情報を提供し、庁内全体で情報の共有化を図ります。

(3) 民間有識者等による会議の設置

人権尊重の観点から、施策の点検や実施状況に必要な提言等を行う、民間有識者等による会議を設置します。

(4) 指針の見直し

人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて本指針の見直しを行います。

Ⅲ 人権施策の推進

1 人権教育の推進

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動のことを言います（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）。国では、人権尊重の理念に対する理解を深め体得できるよう、生涯学習の視点に立って、地域の実情等を踏まえ、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りながら、様々な取組が実施されています。本市においても、全ての市民が人権を尊重しあい、心がかよう明るい社会づくりを進めています。

市民意識調査では、人権課題の解決のための方策として「学校内外の人権教育を充実する」(61.8%)が最も高く、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」(51.2%)、「犯罪の取り締まりを強化する」(47.0%)が続いています。

人権尊重の理念が定着しているといえるためには、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重され自己実現が図られていくことが必要です。そのため、学校教育や社会教育を通じて、学校・家庭・地域社会において、良好な人間関係を構築し、社会での規範意識の向上が図れるよう、発達の段階に応じて、人権に対する正しい知識を身につける人権教育を積極的に推進します。

(1) 学校教育

幼児・児童・生徒が社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度を身につけることにより、人権尊重への意識が態度や行動に表れるような人権感覚を身につけるための教育を推進します。

- ア 発達の段階に応じた人権尊重の意識を高めるための教育の充実
- イ 教職員に対する人権教育推進のための研修会の実施
- ウ 学校と家庭・地域とが一体となった人権教育の推進

(2) 社会教育

全ての人々が、人権尊重の精神を社会意識として身につけ、行動において発揮できる人権感覚や実践的態度を培い、人権を基本とした人間関係を築くことが大切です。市民が、日常生活の中で人権について積極的に学び、人権問題を自分のこととして捉え、主体的に取り組んでいくことができるよう、各種講座や研修会など、人権に関する学習の機会を提供します。

- ア 人権に関する多様な学習機会の提供
- イ 社会教育活動を通じた家庭教育における人権教育の推進

ウ 人権教育推進のための指導者の養成

2 人権啓発の推進

人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）のことを言います（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）。人権教育を推進するためにも、研修や情報提供、広報などの啓発活動は不可欠です。

市民意識調査では、人権啓発を推進するために効果的な啓発広報活動として、前回調査同様に「テレビ・ラジオを利用した啓発広報」（56.0%）が最も高く、「インターネットを利用した啓発広報」（45.9%）、「SNS（ラインやツイッター等）を利用した啓発広報」（37.8%）が続いています。前回調査と比較すると、「インターネットを利用した啓発広報」では前回から34ポイント上がっており、SNSに関する回答も上位に入っていることから、インターネットやSNSを利用した啓発広報活動に対する関心が高まっていると言えます。

また、「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見について、「そう思う」という回答は76.9%と前回調査から5ポイント下がっています。

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、あらゆる機会を通じて、様々な人権問題に対し、自分の問題として認識し、また、他人の人権にも配慮した行動をとることについて理解を深め、日常生活の中で意識を高めてもらえるよう、効果的な人権啓発を推進します。

（1）多様な啓発活動の推進

市民一人ひとりが、人権について正しい理解を持てるよう、講演会の開催や情報提供、広報活動など、あらゆる機会を活用し、効果的な啓発を進めます。

- ア 各種情報媒体を活用した情報提供
- イ 講演会・講座などによる啓発
- ウ 広報活動による啓発

（2）人権NGO等との協働

人権の各分野で活躍するNGO等の啓発活動を支援するとともに、協働での多彩な取組を行います。

(3) 企業等における取組の促進

人権に配慮した企業等の取組を促進するため、人権擁護意識の醸成を図ります。

- ア 人権に関する啓発・研修
- イ 啓発資料の配布・情報提供

3 相談・支援体制の充実

本市では、市民相談、女性のための相談、教育相談、精神保健福祉相談、保健福祉総合相談など、それぞれの分野ごとに様々な相談窓口を設置してきました。

市民意識調査では、35.3%の人が人権侵害を受けた経験があると回答しており、前回調査から3ポイント上がっています。その内容としては、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」(55.4%)が最も高く、「職場での嫌がらせ」(41.1%)、「学校でのいじめ」(31.2%)が続いています。また、差別や人権が侵害された場合の対応としては、「身近な人に相談する」(36.4%)が最も高く、「黙って我慢する」(14.5%)、「相手に抗議する」(13.5%)が続いていますが、専門的な機関（市役所、法務局又は人権擁護委員、警察など）への相談はいずれも5%未満となっています。

今後は庁内外の関連部署・関係機関・団体などと連携を図り、個人情報 の適正な保護・管理に努めながら、個人が抱える人権問題に迅速かつ適切に対応できる、市民が利用しやすい相談体制づくりに努め、市全体の相談・支援体制の充実を図ります。

(1) 相談・支援体制の充実

一人ひとりの基本的人権が尊重され、誰もが豊かなところをはぐくみ、安心して生活を送ることができるよう、子どもや高齢者への虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)^{※15}、セクシュアル・ハラスメント^{※16}、パワー・ハラスメント^{※17}、いじめなど、それぞれの分野の相談窓口において、問題の早期解決が図られるよう相談・支援体制を充実します。

- ア 相談窓口体制の充実及び連携の強化
- イ 相談機関等の情報提供
- ウ 相談員や関係職員の資質の向上

(2) 関係機関・団体との連携・協力体制の推進

個人の権利擁護^{※18}や人権侵害の予防と問題解決のため、県等の関係機関をはじめ、各市町村、人権NGO・NPO^{※19}などと連携を図り、支援体制の充実に努めます。

ア 関係機関・人権NGO・NPOなどとの相互連携

- ※15 **ドメスティック・バイオレンス (DV)** : 配偶者や恋人・婚約者など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力のこと。配偶者にはDVが原因で離婚した元配偶者や事実上婚姻関係にある者を含む。身体的なものだけではなく、精神的、経済的、性的な暴力など様々な種類がある。
- ※16 **セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)** : 相手の意志に反して行われる性的嫌がらせのこと。
- ※17 **パワー・ハラスメント (パワハラ)** : 職務上の権限や地位を利用して行われる職場内での嫌がらせのこと。
- ※18 **権利擁護** : 日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手・理解や判断、自己の権利や援助のニーズを表明することが本人のみでは困難な人に代わって、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。
- ※19 **NPO (Non-Profit-Organization)** : 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人」という。

4 分野別施策の推進

(1) 女性の人権

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという、固定的な男女の役割分担意識は、現在においても家庭や職場などに残っており、様々な差別を生む要因となっています。

国では、平成 27 (2015) 年に、働く女性や働きたいと希望する女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会を実現するために「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」が制定されるとともに、平成 29 (2017) 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されたほか、令和 2 (2020) 年には「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の策定が行われました。

さらに、同年 12 月には、「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定し政策・方針決定過程への女性の参画拡大や生涯を通じた健康支援などの取組を進めることとしています。このように様々な関係法令等が整備され、社会制度上の男女平等と女性の人権擁護の環境が整いつつあります。

■ これまでの施策 ■

本市の男女共同参画施策の推進に当たっては、平成 29 (2017) 年 2 月に平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間を計画期間とする「ひらつか男女共同参画プラン 2017」を策定しました。

同プランの前期最終年度である令和 3 (2021) 年 2 月には、社会情勢の変化や、国の方向性等を踏まえ、防災に関する男女共同参画意識の醸成や女性へ向けた就労支援の方策など 7 つの項目に係る見直し事項を盛り込んだ「ひらつか男女共同参画プラン 2017」の後期見直し版を策定し、各施策に取り組んでいます。

■ 課題 ■

市民意識調査では、女性に関する人権上の問題点として、「職場において差別待遇 (女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメント^{※20}等の妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等) を受けること」(61.6%) が最も高く、「セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)」(58.9%)、「男女の固定的な役割分担意識 (「家事は女性」等) に基づく差別的取扱いを受けること」(53.4%) が続いています。また、女性の人権を守るために必要なこととして、「男女ともに、働きながら、家事や育児・介護等を両立できる環境を整備する」(59.9%) が特に高く、「女性のための相談・支援体制を充実する」(36.7%)、「男女平等や男女共同参画等に関する教育を充実する」(31.2%) が続いています。

女性活躍推進法等に基づく積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)^{※21}の実行や働

き方改革等の推進を通じて女性就業者数や上場企業の女性役員数が増加するなど、社会への女性の参画は推進されてきています。

一方で、世界経済フォーラムによると令和4（2022）年の日本のジェンダーギャップ指数^{※22}は、対象国146か国中116位で、男女の格差が先進国の中で最低レベルという結果となっており、世界各国のジェンダー^{※23}平等に向けた取組が加速する中で、日本は遅れを取っています。特に、政治の分野で国際的に見ても大幅に進捗が遅れており、指導的地位に就く女性の割合を増やすため、より一層積極的に取り組むことで、誰もが性別を意識することなく活躍できる社会を目指す必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメント、夫や恋人などのパートナーからの暴力やストーカー行為^{※24}など、女性の人権を侵害する重大な問題が依然として残っており、これらの問題の根絶を求める声が国内外で高まっています。

そして、世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症により、女性の雇用・所得が影響を受け、経済的困難に陥る、孤立するなどの問題が浮かび上がってきました。

■ 施策の方向性 ■

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組

夫や恋人などのパートナーからの暴力を受けた被害者への相談や一時保護、自立支援などの対策を充実させるとともに、暴力は犯罪であることの周知・啓発を行います。

また、近年顕在化してきたデートDV^{※25}について、若い世代に向けた教育・啓発に取り組みます。

2 男女共同参画社会のための意識づくり

男女共同参画社会^{※26}実現に向けて、学校・家庭・地域・職場などにおいて、固定的な男女の役割分担意識の解消、男女平等意識の高揚などを目指し意識啓発を行います。

また、家事、育児、介護などにおいては、男女が共に関わっていくことが重要であるため、様々な場面における男性の参画促進に関する周知・啓発に取り組みます。

3 相談体制の充実と関係機関との連携

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー行為など、多様化する女性からの訴えに対する相談窓口の機能を充実させるとともに、被害者の早期発見と迅速な救済を図ります。さらに、関係機関との連携を図り、被害者の安全を確保します。

4 女性の活躍推進と男女が働きやすい環境づくりの推進

職業生活において、女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会実現のための環境づくりや、仕事と家庭の両立支援に対する啓発など、女性の権利が尊重され、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

また、男女が共に個人の価値観、ライフサイクルなどに応じた、ワーク・ライフ・バランス^{※27}を積極的に取り入れられるよう働きかけをします。

5 女性の政策・方針決定過程への参画の推進

審議会等への女性の参画を推進するなど、女性の政策・方針決定過程への参画に努め、誰もが活躍できるまちの実現を目指します。また、地域団体や自治会などにおいても、女性が役員として登用されるよう、周知・啓発に取り組みます。

6 女性の生涯を通じた健康支援

女性が生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※28}の視点に基づき、思春期、妊娠・出産期、更年期など、それぞれのライフステージごとに健康課題に関する正しい知識や認識を深めるための教育・啓発に取り組み、健康長寿の地域社会づくりを推進します。

- ※20 **マタニティ・ハラスメント（マタハラ）**：職場等での女性に対する妊娠・出産・育児休業などに関する嫌がらせのこと。
- ※21 **積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること。
- ※22 **ジェンダーギャップ指数**：世界経済フォーラムが毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、男女格差を示す指標のこと。
- ※23 **ジェンダー**：社会通念や慣習などによってつくられる女性像、男性像のことで、「社会的性別」と訳される。生物学的性別（セックス）に対する言葉として、国際的にも広く用いられている。
- ※24 **ストーカー行為**：特定の人に対してつきまとい、まちぶせ、連続した電話などの行為を繰り返し行うこと。平成12（2000）年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」では、ストーカー行為を処罰する等の必要な規制を行うこと、被害者に対する援助などを定めている。
- ※25 **デートDV**：若年層（大学生や高校生などを含む）の結婚していないカップル間で起こる暴力等のこと。
- ※26 **男女共同参画社会**：男女が対等に社会のあらゆる分野に参画し、お互いを支えあい、喜びも責任も分かちあう、豊かで活力のある社会のこと。この理念を実現するため、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定された。
- ※27 **ワーク・ライフ・バランス（Work-life balance）**：「仕事と生活の調和」。多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルにあわせた働き方の選択が可能となり、性や年齢に関わらず仕事と生活との調和を図ることができるようになる。
- ※28 **リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）**：平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念であり、思春期から更年期にいたるまでの女

性の生涯を通して、女性の体と健康の自己決定権を確立する考え方のこと。性行動や出産について女性が自己決定していくという権利も含む。

(2) 子どもの人権

現在、子どもたちを取り巻く状況は、児童虐待、いじめが深刻な問題となっています。さらには、SNS等のインターネットを通じた問題、性犯罪・性暴力や薬物乱用などの問題もあります。

国は、平成6（1994）年に、18歳未満の全ての人の基本的人権の尊重を促進することを目的とした「児童の権利に関する条約」を批准して以降子どもの人権を守るため、いじめ防止の基本的な方針を定めた「いじめ防止対策推進法」をはじめとして、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春防止法）」など様々な法律の整備、「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）^{※29}」の改正などを進めてきました。

■ これまでの施策 ■

本市では、令和2（2020）年3月に子育てニーズの多様化、子どもの貧困や虐待への対処など、子どもを取り巻く社会環境の変化などを踏まえ令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とする「ひらつか子育て応援プラン（第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。過去の計画から継承した「いのちを大切に作る心」を柱として、全ての子どもとその家庭を対象に、6つの基本目標を掲げて具体的な取組を示しています。また、プランの推進に当たり、地域において子どもや子育てを見守り、支え合うことができる地域共生社会を実現するために、子ども・子育て支援施策に取り組んでいます。

学校教育においては、より複雑化・多様化するいじめに対応するため、市立小中学校の児童生徒を対象として平成27（2015）年2月に策定した「平塚市いじめ防止基本方針」を平成30（2018）年10月に改定しました。同方針では、5つのいじめ対策の基本理念を定め、児童生徒と大人が共に当事者意識を持って、取り組むべき施策等を示しています。また、令和2（2020）年には、「第2期平塚市教育大綱」及び「第2期平塚市教育振興基本計画～奏プランⅡ～」を策定し、本市教育の充実に向けた考え方や目指すべき方向性をまとめ、教育施策を推進しています。

■ 課題 ■

市民意識調査では、子どもに関する人権上の問題点として、「虐待を受けること」（82.6%）が最も高く、「いじめを受けること」（81.1%）、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする事」（70.7%）が続いています。また、子どもの人権を守るために必要なこととして、「子どものための相談・支援体制を充実する」（48.2%）が最も高く、「子どもに自分も人も大切であることを教える」（36.8%）、「教師の資質や能力を高める」（36.5%）が続いています。

人口減少、少子化の進展による子育て世代の減少、就労の多様化、地域や社会の連帯意識の希薄化などにより、子どもや子育てがおかれる環境は大きく変化しています。そのような状況下で、児童虐待、いじめ、児童買春、児童ポルノ、不登校や引きこもりやJKビジネス^{※30}などが社会問題として取り上げられています。一方で、情報化社会の発展に伴い、SNS等インターネット上におけるいじめなどの問題も顕在化しています。また、家庭環境や経済状況などの要因により貧困に陥る子どもや、子どもにとって負担のかかる家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指すヤングケアラー^{※31}という新たな課題も生じています。

社会情勢の著しい変化を受けて複雑化、多様化するこのような課題に対応し、子どもの人権を守るために、家庭、地域、学校、企業、さらに市や関係機関・団体がそれぞれの役割について認識をし、連携を密にしながら、人を思いやることのできる豊かな心を持った子どもの育成や健全な社会環境づくりに取り組むことが必要です。

教育現場においては、子どもたちの健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むとともに人権意識を高めるための教育ができる環境整備、人権を尊重した教育施策の推進が重要です。

■ 施策の方向性 ■

1 児童虐待防止への取組

児童虐待の防止について、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの総合的な支援を図るため、普及啓発活動の推進や平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会の充実、関係機関との連携の強化などにより、取組を推進します。

2 相談・支援体制の整備・充実

いじめや不登校傾向を示す児童・生徒の早期発見・早期対応を図るため、教職員、スクールカウンセラー^{※32} やスクールソーシャルワーカー^{※33} などが組織力を高めるとともに、関係機関との連携に努めます。また、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、児童・生徒や保護者などへの相談体制の充実や家庭訪問を行い、問題防止や解決に向けた取組を推進します。

3 子どもの人権を尊重する意識啓発

子どもが一人の人間として尊重され、かつ健全に育成されるよう、子どもの人権は大人の問題であるとの認識のもと、子どもの権利の尊重に向けた取組を推進します。

4 家庭や地域社会での青少年健全育成

子どもが豊かな人間性を身につけ健やかに育つために、地域ぐるみでの子育て支援を充実させます。また、性犯罪・性暴力や薬物乱用など青少年にとって有害な社

会環境の健全化を目指し、家庭・学校・地域などと連携を図り、青少年の健全育成に努めます。

5 子育ての支援体制の充実

子育て中の保護者の不安や負担感を軽減するための支援を充実させ、安心して子育てできる環境づくりに努めるとともに、市民や地域などとの協働による支援を推進します。

6 教育現場における取組

学級をはじめ、学校生活全体の中で、児童・生徒自身が自らの大切さや他の人の大切さが尊重されているということを実感できるような教育活動を推進します。

7 子どもの貧困対策の推進

生まれ育った環境や経済的要因などにより、貧困に陥った子どもを支援するため、子どもに対する学習支援、居場所づくりなどを行う団体等と連携を図るとともに、保護者の就労支援、生活に対する支援の充実に取り組みます。

8 新たな課題の実態把握

ヤングケアラーをはじめとした、新たに生じる課題に対応するため、国や県の動向を注視しつつ、実態把握等に努めます。

- ※29 **児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）**：児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的として、平成12（2000）年に制定された法律で、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の保護等、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童を発見した者の通告義務などを定めている。
- ※30 **J K ビジネス**：女子高生（J K）等によるマッサージ・散歩・会話などの接客サービスを売り物とする営業のことを指す。適法な営業を装いながら、性的なサービスを提供する店舗が一部に存在しており、青少年が性被害等にあうケースが発生している。
- ※31 **ヤングケアラー**：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。
- ※32 **スクールカウンセラー**：不登校をはじめ、児童・生徒の様々な課題を解決するため、各小中学校に派遣されて本人や保護者のカウンセリングを行うとともに、教職員に対して援助等を行う職員のこと。児童・生徒の心理に関して専門的な知識や経験を持っている。
- ※33 **スクールソーシャルワーカー**：社会福祉の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱えた児童・生徒の置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用を通じ、問題解決に向けた支援をする職員のこと。

(3) 高齢者の人権

日本の令和4（2022）年9月15日現在における65歳以上の高齢者人口は、約3,627万人であり、総人口に占める高齢者の割合は29.1%となっています。

こうした超高齢化の流れのなかで人生100年時代とも呼ばれる長寿社会が到来していることを踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、必要な支援を包括的に提供する地域包括ケアシステムが重要となっています。

また、超高齢化に伴い、認知症高齢者の増加が予想されるほか、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、高齢者に対する虐待、介護放棄、財産はく奪、そして、悪徳商法や振り込め詐欺などの被害が増加している背景要因のひとつとも言われています。

このような状況の中、国は、高齢者虐待の防止や養護者に対する支援などに関する施策を促進するため、平成17（2005）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）^{※34}」を制定したほか、令和元（2019）年には「認知症施策推進大綱」を定め、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら共生と予防を車の両輪として施策を推進しています。

■ これまでの施策 ■

本市における65歳以上の高齢者は令和5（2023）年1月1日現在で73,596人と総人口の28.7%を占めており、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年ごろにはピークを迎えると予測されています。

そのような状況下において、本市では、平成5（1993）年3月に「平塚市老人保健福祉計画」を策定し、その後、介護保険事業計画を包含した上で改定を重ね、令和3（2021）年3月には、高齢者福祉の推進及び介護保険制度の充実に向けて、「平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）」を策定しました。今後の高齢者を取り巻く状況も見据えながら、本計画に沿って、地域包括ケアシステムをより一層推進することにより、基本理念である「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」の実現を目指して、諸施策に取り組んでいます。

■ 課題 ■

市民意識調査では、高齢者に関する人権上の問題点として、「悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いこと」（53.7%）が最も高く、「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」（50.1%）、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」（45.9%）が続いています。また、高齢者の人権を守るために必要なこととして、「地域の支援等により、高齢者の社会からの孤立を防ぎ、生活しやすい環境にする」（51.2%）が最も高く、「高齢者が就労する場や能力を発揮できる機会を確保する」（41.0%）、「在宅サービスや

福祉施設・病院を充実する」(36.0%)が続いています。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを続けていけるような環境づくりを進めるため、高齢者自らの経験と知識を活かした生きがいづくりと健康づくり、そして、高齢者自身が地域社会と積極的に関わりあえる機会を増やしていくことが必要です。また、高齢者の問題は、高齢者だけにとどまらず、全ての世代に関わる問題であり、超高齢社会に対する市民の意識向上が求められます。

支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会としての地域共生社会の実現を見据え、高齢や障がいなどの各分野で地域包括ケアシステムを展開し、地域力の強化につなげていくとともに、市民一人ひとりの生活の継続と社会とのつながりの機会を支援するため、これまでの分野別の相談に代わり、属性や世代を問わない様々な相談を一元的に受け止めていくなど、包括的な支援体制（重層的支援体制）づくりを進めていくことが求められています。

■ 施策の方向性 ■

1 地域共生社会に向けた取組

高齢者が長年培ってきた経験や知識を活かし、就労や地域活動、趣味活動、ボランティア活動などの様々な社会活動へ参加したり、介護が必要な状態になっても個人として尊重された生活ができるように、地域包括ケアシステムの推進と生活環境の整備等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図ります。

2 高齢者の権利擁護の仕組みの充実

判断力の低下等があっても、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活していくことができるよう、適切に成年後見制度^{*35}等へつなげられる体制づくりを進めるとともに、制度の利用促進に努めます。また、制度の普及啓発等を行うことにより、高齢者の権利擁護を図ります。

3 高齢者虐待の予防・被害者支援

高齢者虐待の実態を把握し、地域や関係機関との連携を図り、高齢者虐待の予防や早期発見に努めるとともに、虐待を受けた高齢者や養護者に対し、適切な支援をします。

4 福祉・介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい安心で充実した生活を送るために、介護サービス基盤の整備を推進するとともに、認知症等の対応も含め、高齢者福祉サービス等の各種サービスのさらなる充実を図ります。

5 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者のみならず、全ての市民が安心して外出し地域参加ができるようバリアフリー化^{※36}を進めるとともに、ユニバーサルデザイン^{※37}の視点をまちづくりに取り入れます。

6 認知症になっても安心して暮らせる社会づくり

認知症についての理解を深め、適切な対応ができるよう啓発を進めるとともに、認知症になっても地域で安心して自分らしく暮らせる社会づくりを推進します。

7 高齢者に関する教育・啓発の充実

誰もが超高齢化を自らの問題として捉え、共に支え合うことができる社会実現のための包括的な支援体制の構築を見据え、学校教育や社会教育を通じて教育を推進するとともに、様々な機会を捉えた周知・啓発に取り組みます。

※34 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）：高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護することを目的として、平成17（2005）年に制定された法律。高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置などを定めている。

※35 成年後見制度：加齢等により判断能力が不十分となり、財産管理や契約などの手続が困難な人に対して、本人の行為の代理又は行為を補助する人を選任する制度のこと。

※36 バリアフリー化：公共の建築物、道路、個人の住宅などにおいて、高齢者や障がいのある人に配慮した設計を行うこと。

※37 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、できるだけ全ての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事などをデザインすること。

(4) 障がいのある人の人権

日本は、平成 19 (2007)年に「障害者の権利に関する条約」に署名してから、障がいのある人に関する法令の整備を進め、平成 26 (2014)年に同条約を批准し、140 番目の締約国となりました。これにより、障がいのある人の権利の実現に向けた取組が一層推進されることが求められ、平成 28 (2016)年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」が施行されました。障がいのある人に対して不当な差別的取扱いをすることで権利利益を侵害することを禁止し、また社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることなどが規定されました。

県においては、平成 28 (2016)年 10 月、障がいのある人と共に生きる社会の実現に向け「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。

■ これまでの施策 ■

本市では、平成 27 (2015)年 3 月に「平塚市障がい者福祉計画 (第 3 期)」を策定し、「障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進」、「地域生活支援の充実」及び「暮らしやすい生活環境の拡充」を基本目標に掲げ、共生社会の実現を推進してきました。そして、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化する中、障がいのある人が自らの意思により地域で自立した生活を送ることのできる社会を作るために、令和 2 (2020)年 2 月に「平塚市障がい者福祉計画 (第 4 期) ～ひらつか障がい者福祉プラン かがやき～」を策定しました。支える人と支えられる人に分かれることなく対等な立場で地域を構成する一員として、障がいの有無だけでなく、障がいのある人の年齢や性別に関わらず、お互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができ共生社会の実現を目指すこととしています。

■ 課題 ■

市民意識調査では、障がいのある人に関する人権上の問題点として、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(66.7%)が最も高く、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(63.8%)、「差別的な言動をされること」(62.0%)が続いています。また、障がいのある人の人権を守るために必要なこととして、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」(49.1%)が最も高く、「障がいのある人のための相談・支援体制を充実する」(35.5%)、「障がいのある人の雇用を確保する」(27.3%)が続いています。

障がいのある人やその家族、支援者や行政機関などの共通の考え方として、等しく生きる社会の理念である「全ての障がい者は、人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有しており、社会を構成する一員として経済、文化、その他社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならない」ということを念頭におき、地域に住む人々がお互いに助けあい、尊重しあいながら生活することが大切です。

本市では、総人口に占める老年人口（65歳以上）は増加しており、それに伴い、介護等の家族機能の低下や、介護や入院が必要となる障がいのある人本人やその家族も増加することが想定されます。一方、障がいのある人の人口推移をみると、身体障がいでは内部機能障がい、知的障がいでは軽度がそれぞれ増加傾向にあります。また、精神障害者保健福祉手帳取得者も増加傾向が続き、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が地域に増えていることが想定されます。

そのために、社会に一度作られてしまったバリアを取り除くことだけではなく、相手のことを思いやり、初めからバリアを作らない気遣いや考え方を醸成していくことが必要です。また、一人ひとりがその能力や才能を発揮し、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするための環境づくりと共に、ソーシャルワーカーや保育士、福祉事業所の支援員などの障がい福祉を支えるための人材育成を着実に進めていくことが大切です。あわせて、本人の障がいと特性により周囲の目を気にして地域や社会との関わりを避けたいようにするために、多様な価値観を持つ人たちが、相互に人格と個性を尊重し合える取組を進めていくことが必要です。

■ 施策の方向性 ■

1 障がいのある人への差別解消及び虐待防止に向けた取組の推進

障がいを理由とする差別は許されないという認識のもと、関係機関と連携し、差別の解消及び合理的配慮^{*38}の推進等に関する教育を推進するとともに、様々な機会を捉えた周知・啓発に取り組めます。また、虐待を受けた障がいのある人の保護及び養護者に対する支援などを行うとともに、早期発見、早期解決に向けて関係機関との連携を進めることにより、障がいのある人の人権や各種権利の保護を図ります。

2 障がいのある人に対する理解の促進

「ともに生きる社会かながわ憲章」の基本理念のもと、共に生きる社会の実現に向け、障がいのある人に対する理解を促進するため、学校教育、社会教育において、障がいのある人との交流や福祉・介護などのボランティア体験等の機会の充実を図り、福祉教育を推進します。

3 障がいのある人の権利擁護の仕組みの充実

判断力の低下等があっても、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活していくことができるよう、本人の意思決定に必要な支援を推進し、障がいのある人の権利擁護を図ります。また、適切に成年後見制度等へつなげられる体制づくりを進めるとともに、制度の利用促進に努めます。

4 障がいのある人の雇用・就労の支援と社会参加の促進

お互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現を目指し、「平塚市障がい者福祉計画（第4期）」の基本

理念である「自分らしさを大切にしながら多様な個性が輝く共生のまち ひらつか」の普及啓発を図ります。また、障がいのある人への就労支援を行うとともに、スポーツやレクリエーション活動などを通じ、彩り豊かな生活の実現を支援します。

5 障がいのある人にやさしいまちづくり

障がいのある人が安心して生活し、社会参加するために、誰にとっても利用しやすく快適なユニバーサルデザインへの意識の高まりを踏まえて、障がいの特性に配慮した公共施設や道路の整備・改修の推進に努めます。事業の推進に当たっては、社会状況の変化に的確に対応し、より実効性のある取組を行うために、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を踏まえ、さらに、緊急時や災害時における障がいの特性に応じた施策を充実させます。

6 福祉サービスの充実

居宅支援サービスやグループホームなどの充実、効果的な経済的支援、情報提供、相談窓口の充実を図り、障がいのある人の地域生活を支援します。

※38 **合理的配慮**：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、行政機関や民間事業者に対し、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合は、負担が過重でない場合に、障がいのある人の権利・利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。

(5) 同和問題

同和問題（部落差別）とは、社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別であり、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害される人権問題です。この問題解決に向け、国は、昭和 44（1969）年「同和対策事業特別措置法」を施行し、平成 14（2002）年に失効するまで、生活環境の改善や啓発活動など諸施策を実施してきました。また、平成 28（2016）年には部落差別のない社会の実現を目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を策定しました。国及び地方公共団体は、同法第 3 条の規定に基づき、地域の実情に応じた相談体制の充実、教育及び啓発を行うよう努めることとされています。

■ これまでの施策 ■

本市においても、同和問題の解決に向け、人権関係団体と連携を図り、同和問題に関する研修や講演会を通じた教育、様々な機会を捉えた啓発に取り組んでいるところです。

■ 課題 ■

市民意識調査では、同和問題を「知っている」という人が 53.2%、「知らない」という人が 43.7%となっています。また、同和問題を知っている人に対して、人権上問題があると思われることを聞いたところ、「就職・職場で不利な扱いを受けること」（65.0%）が最も高く、「差別的な言動をされること」（63.3%）、「結婚問題で周囲の反対を受けること」（62.8%）が続いています。

令和 2（2020）年には、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」第 6 条の規定に基づき平成 30（2018）年から令和元（2019）年までに国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果が公表されました。本調査結果によると、部落差別又は同和問題について一定の知識を有し、かつ部落差別が不当な差別だと知っている割合が 8 割台半ばであることから、部落差別について正しい理解は進んでいると認められます。一方で、不当な差別だと知っていても、交際・結婚相手が旧同和地区出身者か否か気にすると答えた割合が 1 割台半ばであることから、心理面における偏見、差別意識は依然として残るとしています。

近年、インターネット上の人権侵犯事件の数が増加傾向にあり、部落差別の事案においてもインターネットによるものが増加傾向であることが明らかになっています。このことから、地方公共団体においても、国との連携を密にすることが重要であるとともに、地方公共団体自身による適切な対応が求められています。

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」において示されているように、部落差別は許されないものであるという認識のもと、さらなる人権教育や啓発を進めていく必要があります。また、生まれや育ちあるいは特定の地域や家庭環境に対する偏見と差別をなくすとともに、増加するインターネットによる差別に対応するため、

人権関係団体との連携を強化する等、市民の正しい理解と市の適切な対応が重要です。その一方で、同和問題を口実としたえせ同和行為^{※39}に対し毅然とした対応を図ることが必要です。

■ 施策の方向性 ■

1 人権教育・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消のため、学校や関係団体などと連携し、人権教育・啓発活動を推進します。また、お互いの人権を認めあうまちづくりを推進します。

2 関係団体との連携

同和問題の解決を図るために、関係団体やNPOなどと連携を図り啓発活動を推進します。

3 実態の把握

県のモニタリング調査をはじめとする各種調査等により、実態の把握に努めます。

4 えせ同和行為の排除

えせ同和行為は同和問題に対する誤った知識を植えつけるだけでなく、同和問題の解決を阻害する大きな要因であることから、えせ同和行為の排除に向けた取組を図ります。

※39 えせ同和行為：あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名のもとに、企業や行政に不当な圧力をかけて、高額な書籍を売りつけたり、利益や義務なきことを要求したりする行為のこと。

(6) 外国につながるのある市民の人権

日本で生活する外国人は、令和4（2022）年末で307万人に達しており、本市では、令和5（2023）年2月末現在で75か国5,409人の外国籍市民が生活しています。平成29（2017）年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行されるとともに、平成31（2019）年4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され外国人材受入れのための在留資格が増設されたこともあり、令和元（2019）年までは増加傾向で推移していましたが、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症の影響で減少に転じました。

少子高齢化等による労働力不足を解消するため、労働の担い手として外国人材を受け入れているものの、労働環境の整備が追い付いておらず、不適切・違法な受け入れや人権侵害が発生しています。また、言語、宗教、習慣などの違いから生ずる誤解や偏見、日本の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題などの人権問題も生じています。近年、特定の民族や国籍の人々への排斥を扇動する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっており、平成28（2016）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、差別的言動のない社会の実現に向けた取組を推進していくことが定められました。

■ これまでの施策 ■

本市では、令和2（2020）年2月に外国籍市民相談窓口を一元的相談窓口として拡充し、新たにテレビ通訳システムを導入しました。これにより、外国籍市民又は日本語を母語としない人への対応については、通訳者も配置しているスペイン語、ポルトガル語を含め、多言語での対応が可能となりました。そして、同年6月からは、多言語又はやさしい日本語で作成したチラシなどを入れた転入バッグの配布、東京出入国在留管理局横浜支局の職員による出入国管理・在留資格相談を開始しました。さらに、各課においても多言語での窓口対応ができるよう、タブレット端末5台にテレビ通訳システムを追加導入しました。これらは、国の「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、コミュニケーションや生活の支援に関する地域における多文化共生^{※40}を推進するための施策として取り組んでいるものです。

■ 課題 ■

市民意識調査では、外国人に関する人権上の問題点として、「就職・職場で不利な扱いを受けること」（52.2%）が最も高く、「差別的な言動をされること」（47.9%）、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」（47.1%）が続いています。また、ヘイトスピーチについての認知度は、「言葉も意味も知っていた」という人が51.0%、「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」という人が26.3%、「知らなかった」という人が20.3%

となっています。さらに、外国人の人権を守るために必要なこととして、「互いが、ともに暮らす市民であることへの理解を深める啓発を推進する」(44.5%)が最も高く、「外国人も、日本人と同等のサービス(医療、福祉、教育等)を受けられるようにする」(37.4%)、「外国人と日本人の相互理解と交流を進める」(34.8%)が続いています。外国につながるのある市民^{*41}が地域社会の一員として自立し、円滑に生活していくためには、行政サービス等の多言語化を進める一方で、日本語能力を身につけるための支援体制の整備・拡充が必要です。また、家庭内の言葉や生活習慣の面で日本の暮らしになじみが薄いなど、生活上の困難さを抱えている場合もあるため、きめ細かな取組が必要です。

学校教育での国際理解教育を充実させ、社会教育の分野においても、異文化に対する理解の啓発と交流活動を実施し、国際化にふさわしい市民の人権意識をはぐくむことが大切です。その他、災害時に備え、多言語対応による情報提供や教育・啓発の場づくりに努め、外国につながるのある市民に配慮した施策を推進する必要があります。

外国につながるのある市民の人権を尊重するためには、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく多文化共生社会の実現が重要です。

■ 施策の方向性 ■

1 外国につながるのある幼児・児童・生徒への教育支援

日本語の理解が十分でない外国につながるのある幼児・児童・生徒に対し、教育環境の充実を図ります。

2 外国につながるのある市民の生活支援

保健、医療、福祉、教育など、市民生活をしていく上で社会の一員として自分らしく、安心して生活を送ることができるよう、必要な情報の提供をはじめ、言葉がハンディキャップにならないよう、相談・支援体制のサポート等の住民サービスを充実させます。

3 多文化共生・多文化理解の促進

国籍や文化、民族による偏見や差別をなくすために、国際理解を深め、国籍を越えて言語、文化、習慣の違いをお互いに理解し、全ての市民が地域で共生し安心して暮らすことができるよう、あらゆる機会を通じて国際理解を推進します。

4 外国につながるのある市民に対する理解の促進、ヘイトスピーチの解消

あらゆる機会を通じて、人権教育・啓発を推進し、外国につながるのある市民に対する嫌がらせ、偏見、差別をなくすとともに、ヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動を推進します。

- ※40 **多文化共生**：国籍や民族、文化などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認めあい、対等な関係を築きながら、地域社会で共に生きること。
- ※41 **外国につながるのある市民**：外国籍の市民及び国籍・民族・文化など様々な背景（例えば日本国籍であっても母語が日本語ではない等）を持った市民のこと。

(7) 疾病等（エイズ・H I V感染症、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症の患者やその家族及び医療従事者等）に関する人権侵害

H I Vやハンセン病^{※42}等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とは言えない状況にあります。これらの感染症の患者や回復者などが、周囲の人々の誤った知識や偏見などにより、日常生活、職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害を受ける問題が起きています。また、ストレス社会と言われる近年では、精神を患う人が急激に増え、仕事や家庭生活を送る上での支障となっています。

さらに、令和2（2020）年に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症については、先の見えない不安や恐怖などから、感染者や医療従事者、さらにその家族や勤務先、近隣住民などに対する不当な差別や偏見などが社会問題となりました。

国は、令和3（2021）年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって引き起こされる、差別の防止に係る相談支援や啓発など、国及び地方公共団体の責務を定めました。

■ これまでの施策 ■

本市においても、誤った認識や思い込みによる患者等への人権侵害が起これぬよう、疾病等に関する正しい知識の普及啓発や、理解の促進に取り組んでいるところです。

■ 課題 ■

市民意識調査では、エイズ^{※43}患者やH I V感染者^{※44}、ハンセン病患者等に関する人権上の問題点としては、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」（59.4%）が最も高く、新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点としては、「医療従事者やその家族等が差別的な言動をされること」（62.8%）が最も高くなっています。また、疾病等に関する人権侵害を防ぐために必要なこととして、「プライバシーに配慮した医療体制や検査体制を充実する」（52.3%）が最も高くなっています。

エイズ患者やH I V感染者、ハンセン病患者・元患者、精神疾患^{※45}の患者、新型コロナウイルス感染症の感染者及び医療従事者などが不当な差別や偏見を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の中でいきいきと生活できるよう、正確な医学情報を提供し、正しい理解を持つとともに、冷静な行動を促すための教育・啓発が必要です。

■ 施策の方向性 ■

1 正しい知識の普及啓発の促進

H I V感染症^{※46}やハンセン病、精神疾患、新型コロナウイルス感染症などに対する正しい知識や認識を深め、不当な差別や偏見の解消を図るための教育・啓発に努めます。特に、医療機関や企業などに対し、人権意識・倫理の一層の向上が図られ

るよう啓発に努めます。

2 相談・支援体制の充実

関係機関との連携をはじめ、市民が安心して相談を受けられるよう、相談・支援体制を充実させます。

- ※42 **ハンセン病**：「らい菌」によって引き起こされる感染力の弱い慢性の感染症で、現在では医療技術の進歩により完治する病気のこと。
- ※43 **エイズ**：後天性免疫不全症候群。H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって免疫機能（抵抗力）が破壊されてしまう病気。体力が弱まりエイズ特有の症状（カリニ肺炎、カンジダ性食道炎など）が現れる。エイズは一般的通称として、H I V感染症と同義語に用いられることがあるが、正確にはH I V感染症の末期の状態を指す。
- ※44 **H I V感染者**：H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人のこと。
- ※45 **精神疾患**：うつ病、パニック障がい、統合失調症、P T S D（心的外傷後ストレス障がい）、摂食障がいなど、様々な種類がある。周囲の理解が乏しいことから、偏見の目で見られたり、差別的な処遇を受けたりすることにより、人権侵害につながる可能性もある。
- ※46 **H I V感染症**：H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した状態のこと。

(8) 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者等^{※47}は、犯罪そのものや後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるのにも関わらず、追い打ちをかけるように、興味本位の噂や心ない中傷などにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穩が脅かされたりするなどの二次的被害を受けることも少なくありません。

国は、平成 16 (2004) 年 12 月に制定した「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 3 (2021) 年 4 月に「第 4 次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための取組を進めています。県は、平成 21 (2009) 年 4 月に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等への理解を促すための啓発活動を推進するとともに、かながわ犯罪被害者サポートステーションや性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」により、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を実施しています。

■ これまでの施策 ■

本市においても、犯罪被害者等の理解を深めるため、関係機関や支援団体と連携を図り、犯罪被害者等に関するパネル展等啓発活動や支援の充実に取り組んでいるところで

■ 課題 ■

市民意識調査では、犯罪被害者等に関する人権上の問題点として、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穩が保てなくなること」(72.6%) が最も高く、「事件のことにに関して、周囲に噂話をされること」(62.5%)、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」(60.9%) が続いています。

警察庁が平成 29 (2017) 年に実施した犯罪被害類型別調査では、犯罪被害者等は、一般対象者よりも休学・休職、長期入院、別居・離婚、家族間不和など、生活や対人関係のネガティブな変化が多くなっていることがわかっています。また、犯罪被害者等は一般対象者と比較して、過去 30 日間に精神的な問題や悩みを感じたとの回答比率、重症精神障害相当の状態に達している比率、日常生活に支障を来す日数等が高く、一般対象者よりも高い割合で精神的な問題や悩みを抱えていることも明らかになっています。

そうした結果を踏まえ、犯罪被害者等の視点に立った相談・支援体制を充実させるとともに、二次的被害を防ぐためには、こうした犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、犯罪被害者等が安心して地域で生活ができるよう啓発活動を推進する必要があります。

■ 施策の方向性 ■

1 人権啓発の推進

犯罪被害者等に対する理解を求めるための教育・啓発活動を推進します。

2 相談・支援体制の充実

犯罪被害者等の人権に配慮し、問題解決のために、関係機関や支援団体との連携を図りながら、相談・支援体制を充実し支援します。

※47 犯罪被害者等：犯罪等により被害を被った人及びその家族又は遺族のこと。

(9) ホームレスの人権

経済・雇用情勢などの就労に起因するものや人間関係、疾病、家庭内の問題など様々な要因が複合的に重なり合うことにより、ホームレス^{*48}やホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人など、健康で文化的な生活を送ることが出来ない人々がいます。また、ホームレスに対する偏見や差別意識から、嫌がらせや暴行事件など、人権侵害も起きています。

国は、平成14(2002)年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を施行し、直近では平成30(2018)年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されたほか、平成27(2015)年4月施行の「生活困窮者自立支援法」ではホームレス自立支援施策を当該法律に基づく事業として実施することとされました。県は、「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の見直しを実施し、ホームレス生活に置かれている人や、またホームレスになるおそれがある人などに対する施策を推進しています。

■ これまでの施策 ■

本市においても、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため、国や県の基本方針及び実施計画に基づき、ホームレス生活に置かれている人の地域社会復帰や、ホームレスになるおそれのある人がホームレスにならずに健康で文化的な生活を営めるよう、自立支援のさらなる推進を目標として、「平塚市ホームレス自立支援施策の取り組み方針」を改定し、市や関係機関・団体がホームレスの自立の支援に向けた施策に取り組んでいます。

■ 課題 ■

市民意識調査では、ホームレスに関する人権上の問題点として、「近隣住民や通行人等から暴力をふるわれること」(55.4%)が最も高く、「経済的に自立が困難なこと」(52.9%)、「近隣住民や通行人等から嫌がらせを受けること」(50.6%)が続いています。

国が実施したホームレスの実態に関する全国調査の結果によれば、ホームレスの全体数は減少しているものの、ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化などの問題が顕著となっていることに加え、家族関係や人間関係を原因とする若年層ホームレスの問題が表出しており、すでに社会問題化しています。

このような実態を十分に踏まえるとともに、今日の社会情勢の変化を捉えながら、総合的なホームレス自立支援を行う必要があります。

そのため、関係機関・団体との連携を図りながら、自立に向けた相談支援体制の充実に取り組むとともに、啓発活動を通じて、地域社会におけるホームレスに対する偏見や差別の解消を図る必要があります。

■ 施策の方向性 ■

1 自立支援・生活支援

「平塚市ホームレス自立支援施策の取り組み方針」に基づいて、関係機関や支援団体と連携を図るとともに、自立や生活のための支援を実施します。

2 人権擁護のための教育・啓発活動の推進

学校教育や社会教育において、ホームレス等の人権に配慮した学習の機会等の充実に努めるとともに、人権教育・啓発を積極的に推進します。

※48 ホームレス：都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる人のこと。

(10) インターネットによる人権侵害

パソコンやスマートフォンなどの普及により、子どもから高齢者まで幅広い年齢層がインターネットを利用して、情報収集や発信、コミュニケーションを活発に行うようになりました。そして、新型コロナウイルス感染症に端を発した生活様式の変化に伴うデジタル化の推進により、ソーシャルメディアの利用が急増していくことが見込まれます。

しかし、利便性が向上される一方で、インターネット上の掲示板やSNSなどでは、個人に対する誹謗中傷、差別的な内容の書き込み、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載やうその書き込みなどが多く見られ、誰もがその被害者又は加害者になってしまう可能性があります。

国においては、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネット上に拡散する行為であるリベンジポルノが社会問題となっていることを受け、平成26（2014）年に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」を施行し、その被害の発生・拡大の防止に取り組んでいます。

■ これまでの施策 ■

本市においても、市民等に対しては、インターネットの利用に当たってのリスクや、正しい使い方などについての普及・啓発を行うとともに、児童・生徒やその保護者に対しては、学校教育を通じた適正利用の促進に関する取組を実施しています。

■ 課題 ■

市民意識調査では、インターネットによる人権侵害に関する問題点として、「他人を誹謗中傷する表現が掲載されること」（86.2%）が特に高く、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような表現が掲載されること」（63.8%）、「SNSによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」（62.3%）が続いています。また、インターネットによる人権侵害を防ぐために必要なこととして、「情報の提供停止や削除等に関する法的規制を強化する」（71.0%）、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりを強化する」（70.2%）が特に高く、「インターネット上で人権侵害を受けた人のための相談・支援体制を充実する」（44.7%）が続いています。

インターネットやSNSの情報は、発信者の意図に関わらず、あらゆるところに急速に拡散してしまう恐れがあるほか、サイト管理者を特定できず削除依頼ができない場合があるなど、一度公開された情報を完全に消去することは非常に困難です。このような状況に対処するには、インターネット等を利用する一人ひとりの人権意識を醸成することが重要であり、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための継続的な啓発活動を推進していく必要があります。

■ 施策の方向性 ■

1 インターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進

インターネットの利用者に対し、個人の名誉やプライバシーに配慮した正しい利用方法等についての啓発活動を推進します。

2 インターネットの適切な利用に関する教育の充実

児童・生徒に対し、インターネットによる人権侵害等の加害者や被害者とならないための判断力を身につけさせるよう、情報モラル教育の充実を図ります。

3 実態の把握

県のモニタリング調査をはじめとする各種調査等により、実態の把握に努めます。

4 相談体制の充実

差別的な書き込み等により、人権侵害を受けた人の救済のために、関係機関との連携を深め、人権相談に対応できる体制を整備します。

(11) 自殺・自死遺族の人権

日本の自殺者数は、平成 10（1998）年以降 14 年連続で年間 3 万人を超える状態が続きましたが、平成 24（2012）年以降は 3 万人を下回り、減少傾向にあります。しかし、自殺はいまだ深刻な社会問題として広く認識されています。

国は、平成 28（2016）年に「自殺対策基本法」を改正し、市町村には国が定める「自殺総合対策大綱」や都道府県の自殺対策計画及び地域の実情に応じた自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

■ これまでの施策 ■

本市では、平成 19（2007）年 12 月に、自殺が社会問題となっている状況に対応し、自殺対策に関し基本理念を定め、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止及び自殺者の親族などに対する支援の充実を図り、市民が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする「平塚市民のこころと命を守る条例」を全国に先駆けて制定しました。こころと命のサポート事業として自殺対策に関する総合的な取組を実施しています。

また、同条例や国の「自殺対策基本法」に基づき、平成 31（2019）年 3 月には、「第 1 期平塚市自殺対策計画」を、「平塚市地域福祉リーディングプラン」を構成する 5 つの計画のひとつとして策定し、「地域住民や職場同僚などが、深刻な悩みや S O S を抱える身近な人からのサインに気づき、適切な支援につなげることができる地域づくりを目指す」ことを基本的な考え方として諸施策を推進しています。

■ 課題 ■

市民意識調査では、自殺・自死遺族に関する人権上の問題点として、「自殺や自殺未遂をしたことに対して、周囲に噂話をされること」（56.1%）が最も高く、「自殺者や自殺未遂者、自死遺族等が差別的な言動をされること」（53.6%）、「自殺・自死遺族に対する理解や認識が足りないこと」（49.4%）が続いています。

平成 29（2017）年に改正された国の「自殺総合対策大綱」では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを基本理念として掲げ、自殺の現状と自殺総合対策における 3 つの基本認識を示し、諸施策に取り組んできました。自殺者数は減少傾向にあるものの、依然として高い水準を推移しており、非常事態は続いていると言えます。

さらに、令和 2（2020）年の自殺者数は 21,081 人となり、平成 21（2009）年以降、11 年ぶりの増加となりました。また、令和 4（2022）年は 21,881 人となり、さらに増加する結果となりました。これは、新型コロナウイルス感染症による経済、雇用、暮らしや健康などに与えた影響が原因であることが否定できません。感染拡大の終息にめどが立たないなかで、多くの人々が不安やストレスを抱え、特に女性や若者の自殺者数が増

加している状況となっています。

自殺は個人の問題ではなく社会の問題であり、その多くが追い込まれた末の死です。自殺対策を進めるに当たっては、地域におけるネットワーク体制の強化、自殺対策を支える人材の育成、自殺に関する正しい知識の普及啓発や、適切な支援のための市や関係機関・団体の連携強化が必要です。

■ 施策の方向性 ■

1 普及啓発の推進

自殺の実態把握に努めるとともに、自殺についての正しい理解の普及啓発及び、命の大切さ・尊さの普及啓発を推進します。

また、様々な悩みや困りごとの相談先をまとめた相談窓口案内をはじめとした各種チラシ等の配布物を通じて市民に広く情報が届くように努めます。

2 人材育成の推進

職員、教職員、関係団体などに対する研修を実施し、自殺の危険性を示すサインに気づき、適切な対応を図る役割を担う人材（ゲートキーパー）を育成します。

3 相談体制の整備

相談が適切な支援に結びつくように、職場、地域、学校などにおける相談体制の整備に努めます。

4 社会的な取組体制の充実

自殺の危険性を示すサインに気づき、適切な対応ができる体制の整備を図るため、自殺対策会議等を通じた関係機関との連携強化に努めます。

5 自殺未遂者及び自死遺族への支援体制の充実

自殺未遂者及び自死遺族について、研修等により理解を深めるとともに、当事者の心情に配慮しながら、支援の方法等について検討します。

(12) 災害発生時における人権侵害

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、大津波の発生と原子力発電所の被災による放射性物質漏れによって、東北地方を中心に多大な被害をもたらしました。また、平成 28 (2016) 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨など、日本では深刻な被害をもたらす災害が頻発しています。

災害に襲われれば、誰もが自分のことで精いっぱいになり、他人を思いやる余裕がなくなりがちです。だからこそ、被災者の人権を守ることにについて一段と意識を高め、支援や復興に当たることが求められています。特に大災害が起きた場合には、避難行動要支援者^{※49}等、支援を必要とする人への対応を優先する必要があります。

■ これまでの施策 ■

本市の避難行動要支援者への支援に当たっては、地域や関係機関・団体が一丸となり、適切かつ円滑な支援を目指し、有効な支援体制を構築できる環境づくりを進め、避難行動要支援者の安心安全を充実させることを主眼として、令和 2 (2020) 年 2 月に「平塚市避難行動要支援者避難支援指針」を策定しました。

また、令和 3 (2021) 年 2 月に策定した、「ひらつか男女共同参画プラン 2017」の後期見直し版において、男女共同参画の視点を持った地域防災体制の整備や、啓発を通じた防災に関する男女共同参画意識の醸成に取り組むこととしています。

■ 課題 ■

市民意識調査では、災害発生時における人権侵害に関する問題点として、「避難生活において、プライバシーが守られないこと」(67.2%) が最も高く、「デマや風評等による差別的な言動をされること」(59.2%)、「避難所において、女性や妊産婦等に対する配慮が十分でないこと」(54.8%) が続いています。

東日本大震災では、高齢者や障がいのある人、子ども、外国人、セクシュアルマイノリティ、避難所に行かず(行けず)に壊れた自宅や知人宅で過ごしている人、地域内のつながりの薄い人、妊産婦などの配慮が必要な人に対する情報提供、避難、避難生活などの場面で課題が顕在化するとともに、被災地から避難生活を余儀なくされ、避難している人々への風評に基づく心無い嫌がらせや、避難生活の中でのトラブルなど、人権侵害も多発しました。

そして、被災した女性の身体的・精神的負担が大きいことが浮き彫りにされ、避難所での女性専用の部屋(着替えや授乳、仮眠ができる場所など)の確保、女性に対する暴力を防ぐための措置、女性の警察官や保健師による巡回相談を行うことなどの必要性が明らかになりました。防災・復興においては、国が令和 2 (2020) 年に策定した「第 5 次男女共同参画基本計画」や「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の中で、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画の促進、災害から受ける影響やニーズの男女の違いへの配慮や、男女共同参画の視

点を取り入れた取組が重要であることが示されています。

災害発生直後は、正確な情報伝達や物資の配給などが、最優先課題であることは言うまでもありませんが、安全な避難場所を確保することも重要な課題です。加えて、被災者の身体的・精神的負担の緩和を図ることにより、避難生活を少しでも安心・安全に過ごせるように、人権に配慮した体制づくりが求められます。

■ 施策の方向性 ■

1 災害に備えるための訓練・周知・啓発

災害に備えて、地域との連携を図り、防災訓練の実施や災害に対する日頃からの心掛け、避難などについて周知・啓発を行うとともに、市民に対して防災訓練等への積極的な参加を促します。

2 人権擁護の視点に基づいた避難所の運営

災害時に配慮を必要とする人に対して、人権擁護の視点に基づき、それぞれに配慮した避難所の運営に努めます。

3 様々な場面における女性の参画の推進と避難者の意見反映

意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いに配慮し、避難者の意見を反映した避難所運営に努めます。

4 防犯対策と相談への対応

被災者の生活の安心・安全を保持するため、的確な情報発信に努めるとともに、関係機関とも連携し、健康やプライバシー、暴力に関する相談など、各種相談サービスについての周知と提供を図ります。

※49 避難行動要支援者：高齢者、障がいのある人、子どもその他の特に配慮を必要とする人の中で、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

(13) セクシュアルマイノリティの人権

セクシュアルマイノリティとは、性的指向や性自認などの様々な性のあり方において少数派の立場にある人のことを言います。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛があります。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているか、どのようなアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念を言います。

セクシュアルマイノリティは、性的指向が同性又は両性に向かっている、いずれの性別にも性的指向が向かない、からだの性と性自認が異なるなどの理由から少数派とされています。

国では、平成 16（2004）年 7 月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障がい者で一定の条件を満たす場合については、家庭裁判所で性別の取扱いの変更の審判を受けられるようになりました。平成 20（2008）年には法改正により、性別変更の条件の一部緩和が図られ、制度的な改善が進んでいます。

また、令和 2（2020）年 6 月の「労働施策総合推進法」の改正において、相手の性的指向、性自認に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワー・ハラスメントに該当すると考えられる例として明記されました。

国際的な動きを見ると、世界には、ヨーロッパをはじめとした、同性婚を法律的に認めている国々がありますが、令和元（2019）年 5 月に、台湾がアジアで初めて同性婚の合法化を実現しました。令和元（2019）年には、世界保健機関（WHO）が性同一性障がい^{*50}を精神疾患から除外し、性の健康に関連する状態という分類の中の性別不合（仮訳）として、病気や障がいではない状態であると位置づけています。

しかし、依然としてセクシュアルマイノリティは、少数派であるがために、社会生活に支障をきたしたり、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいます。このような人たちに対して、偏見や差別が後を絶たないのが現状です。

■ これまでの施策 ■

本市においても、セクシュアルマイノリティへの理解を深めるため、市民向けの講演会や職員研修、年 3 回のパネル展のほか、中学校への啓発冊子の配布を行うとともに、庁内の申請書等への性別欄削除の調査を実施することにより、啓発活動や支援の充実に取り組んでいます。また、令和 4（2022）年 4 月からは「平塚市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、セクシュアルマイノリティをはじめとして様々な事情を抱えて生きづらさを感じている人々に寄り添い、自分らしく生きることができるよう支援していく取組を進めています。

■ 課題 ■

市民意識調査では、セクシュアルマイノリティに関する人権上の問題点として、「差別的な言動をされること」(60.1%)が最も高く、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(59.8%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(55.2%)が続いています。また、セクシュアルマイノリティの人権を守るために必要なこととして、「セクシュアルマイノリティに関する正しい知識についての教育を充実する」(52.3%)が最も高く、「セクシュアルマイノリティの人格や考えを尊重する」(37.8%)、「セクシュアルマイノリティのための相談・支援体制を充実する」(32.4%)が続いています。

このようなことから、性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いは依然としてあることがうかがわれます。性的少数者について、認識を深め、正しい理解のもとで偏見を解消していくことが必要であり、更に啓発活動に取り組むことが求められています。

■ 施策の方向性 ■

1 人権啓発の推進

セクシュアルマイノリティに対する正しい知識や認識を深め、偏見や差別を解消するため、啓発活動を推進します。

2 人権教育の推進

教育現場において、セクシュアルマイノリティである児童・生徒が抱える問題に対して適切な対応と配慮に努めるとともに、セクシュアルマイノリティに対する理解を深めるための教育を推進します。

3 相談・支援体制の充実

「平塚市パートナーシップ宣誓制度」の適切な運用をはじめとして、セクシュアルマイノリティの人権に配慮し、問題解決のために、関係機関や支援団体との連携を図りながら、相談・支援体制を充実し、支援します。

※50 性同一性障がい：生物学的な性であるからだの性と性の自己意識であるこころの性が一致しないため、社会生活に支障がある状態のこと。

(14) 様々な人権問題

ア 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難、悪意のある噂や社会等からの拒否的な感情などが見られます。本人の努力にも関わらず、これらの行為によって更生意欲がそがれてしまうことがあり、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。また、本人のみならずその家族や親族も、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

国は、平成 28 (2016) 年 12 月に犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等を目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、県は、令和元 (2019) 年度から令和 5 (2023) 年度末までの 5 年間を計画期間とした「神奈川県再犯防止推進計画」を策定しました。

令和 4 (2022) 年 4 月から「改正少年法」が施行されました。刑を終えて出所した人が、真に社会復帰を実現し、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と共に、より一層家庭、職場、学校、地域社会の理解と協力が必要不可欠となり、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくし、同じ社会の一員として温かく迎える姿勢が求められます。

イ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

北朝鮮当局による拉致問題は、国民的問題であり、重大な人権侵害です。この問題についての関心と認識を深めることが必要であると同時に、この問題が、在日韓国人・朝鮮人等への差別につながることはないよう、意識啓発等の取組が求められています。

ウ アイヌ民族の人権

アイヌ民族は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言えず、次世代への継承の基盤が失われつつあります。そうした中、アイヌ民族に対する理解不足から偏見や差別は依然として存在しています。

令和元 (2019) 年 5 月には、アイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現を図ることなどを目的とする「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ民族支援法）」が施行されました。さらに、同年 9 月には、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」が定められ、アイヌ民族に関する施策の推進が図られています。

アイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ民族の文化や歴史に対する理解を深めることが重要です。

エ 人身取引（トラフィッキング）

人身取引とは、トラフィッキングとも言われ、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって性的搾取、強制労働などを強要する行為を指し、重大な犯罪であり、深刻な人権侵害となっています。

国は、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、人身取引の撲滅と防止、被害者の保護に向け、諸施策に取り組んできました。平成 26（2014）年 12 月には、令和 2（2020）年に開催予定であったオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた世界一安全な国、日本を創り上げることの一環として、「人身取引対策行動計画 2014」を策定し、人身取引対策に係る情勢への適切な対処、総合的かつ包括的な人身取引対策などをもって、人身取引の根絶を目指すこととしました。

人身取引は、被害者に極度の精神的・肉体的苦痛をもたらす許されない行為であり、こうした問題への理解、関心を深めるための意識啓発等が大切です。

以上の人権問題のほかにも、私たちの身の回りには、様々な人権問題（孤立・孤立による人権問題、ケアラー、婚外子の人権、個人情報保護など）が存在しています。現代社会の多様化の進展に伴い、新たな人権問題も発生している状況の中で、一人に複数の人権問題が重なっている場合も生じており、行政や学校、家庭、地域、職場などにおいて、市民一人ひとりが人権課題を自らの課題として捉えていく必要があります。

■ 施策の方向性 ■

1 人権教育・啓発活動の推進

市民の人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、関係機関等と連携しながら、様々な視点から差別事象を捉えることができる人権教育・啓発活動を推進します。

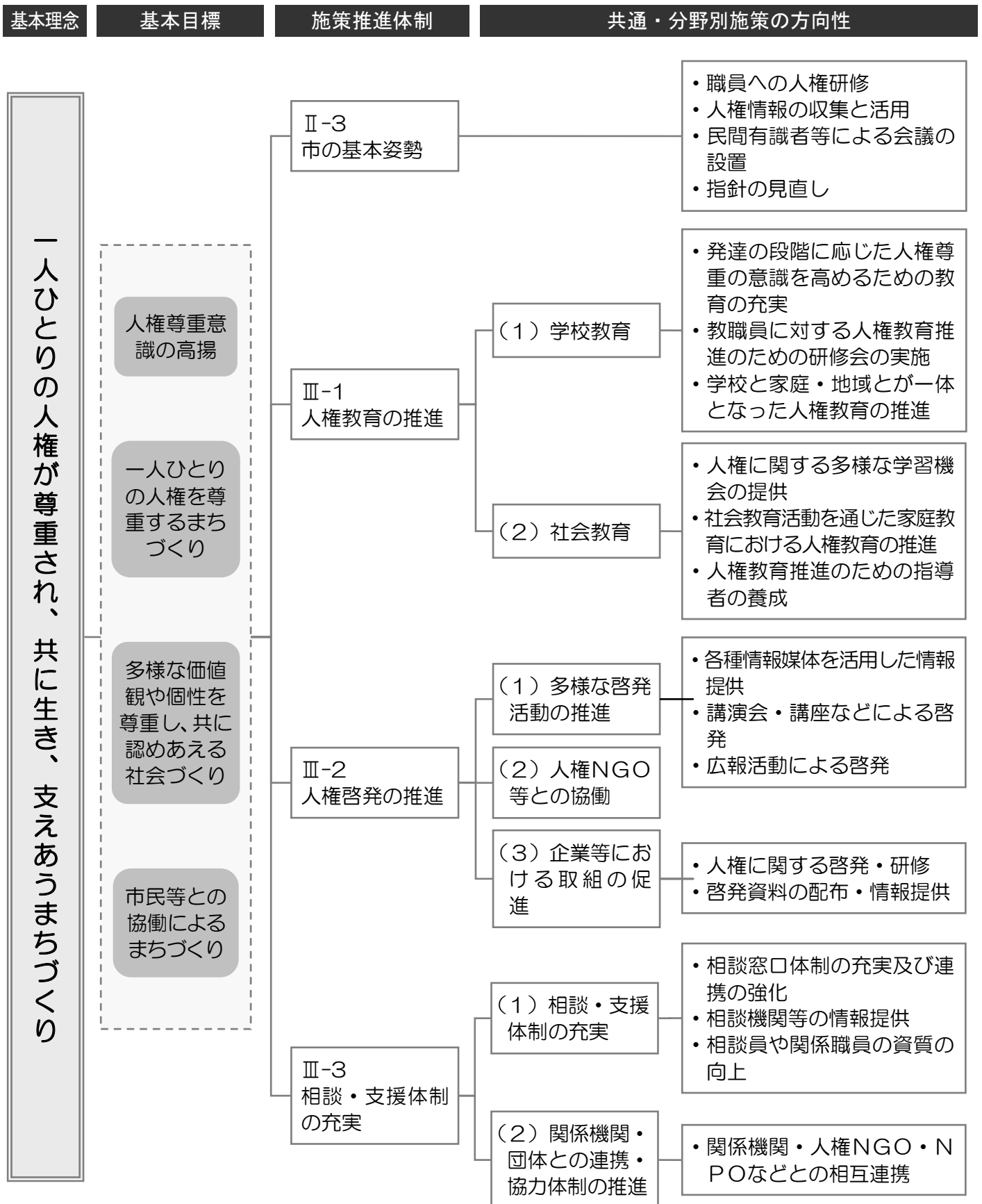
2 新たな課題の実態把握

日々生じる新たな課題に対応するため、国や県の動向を注視しつつ、実態把握等に努めます。

参 考 資 料

1	平塚市人権施策推進指針の体系図	49
2	平塚市人権施策推進指針改定経過	52
3	平塚市人権施策推進協議会規則	53
4	平塚市人権施策推進協議会委員名簿	55
5	平塚市人権施策推進会議設置要綱	56
6	世界人権宣言（仮訳文）	58
7	日本国憲法（抄）	60
8	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	63
9	「人権に関する市民意識調査」の概要	65
10	人権に関する用語説明	75

1 平塚市人権施策推進指針の体系図



一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり

人権尊重意識の高揚

一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

多様な価値観や個性を尊重し、共に認めあえる社会づくり

市民等との協働によるまちづくり

Ⅲ-4 分野別施策の推進

(1) 女性の人権

- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組
- ・男女共同参画社会のための意識づくり
- ・相談体制の充実と関係機関との連携
- ・女性の活躍推進と男女が働きやすい環境づくりの推進
- ・女性の政策・方針決定過程への参画の推進
- ・女性の生涯を通じた健康支援

(2) 子どもの人権

- ・児童虐待防止への取組
- ・相談・支援体制の整備・充実
- ・子どもの人権を尊重する意識啓発
- ・家庭や地域社会での青少年健全育成
- ・子育ての支援体制の充実
- ・教育現場における取組
- ・子どもの貧困対策の推進
- ・新たな課題の実態把握

(3) 高齢者の人権

- ・地域共生社会に向けた取組
- ・高齢者の権利擁護の仕組みの充実
- ・高齢者虐待の予防・被害者支援
- ・福祉・介護サービスの充実
- ・高齢者にやさしいまちづくり
- ・認知症になっても安心して暮らせる社会づくり
- ・高齢者に関する教育・啓発の充実

(4) 障がいのある人の人権

- ・障がいを理由とする差別の解消に向けた教育・啓発
- ・障がいのある人に対する理解の促進
- ・障がいのある人の権利擁護の仕組みの充実
- ・障がいのある人の雇用・就労の支援と社会参加の促進
- ・障がいのある人にやさしいまちづくり
- ・福祉サービスの充実

(5) 同和問題

- ・人権教育・啓発の推進
- ・関係団体との連携
- ・実態の把握
- ・えせ同和行為の排除

一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり

- 人権尊重意識の高揚
- 一人ひとりの人権を尊重するまちづくり
- 多様な価値観や個性を尊重し、共に認めあえる社会づくり
- 市民等との協働によるまちづくり

Ⅲ-4 分野別施策の推進

(6) 外国につながるのがある市民の人権

- ・外国につながるのがある幼児・児童・生徒への教育支援
- ・外国につながるのがある市民の生活支援
- ・多文化共生・多文化理解の促進
- ・外国につながるのがある市民に対する理解の促進、ヘイトスピーチの解消

(7) 疾病等（エイズ・HIV 感染症、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症の患者やその家族及び医療従事者等）に関する人権侵害

- ・正しい知識の普及啓発の促進
- ・相談・支援体制の充実
- ・人権啓発の推進
- ・相談・支援体制の充実

(8) 犯罪被害者等の人権

- ・自立支援・生活支援
- ・人権擁護のための教育・啓発活動の推進

(9) ホームレスの人権

- ・インターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進
- ・インターネットの適切な利用に関する教育の充実
- ・実態の把握
- ・相談体制の充実

(10) インターネットによる人権侵害

- ・普及啓発の推進
- ・人材育成の推進
- ・相談体制の整備
- ・社会的な取組体制の充実
- ・自殺未遂者及び自死遺族への支援体制の充実

(11) 自殺・自死遺族の人権

- ・災害に備えるための訓練・周知・啓発
- ・人権擁護の視点に基づいた避難所の運営
- ・様々な場面における女性の参画の推進と避難者の意見反映
- ・防犯対策と相談への対応

(12) 災害発生時における人権侵害

- ・人権啓発の推進
- ・人権教育の推進
- ・相談・支援体制の充実

(13) セクシュアルマイノリティの人権

- ・人権教育・啓発活動の推進
- ・新たな課題の実態把握

(14) 様々な人権問題

2 平塚市人権施策推進指針改定経過

時 期	内 容
令和3年8月	◆第1回平塚市人権施策推進会議 (会議設置、協議会内容及びスケジュール等説明)
令和4年4月	・「人権に関する市民意識調査」実施
令和4年7月	◇第1回平塚市人権施策推進協議会 (委員委嘱、委員長等の選出、人権指針、人権施策推進協議会、スケジュール及び庁内の取組の説明、市民意識調査の実施概要説明、骨子案の検討)
平成4年10月	◇第2回平塚市人権施策推進協議会 (骨子案の検討、巻末資料に関する議論) ◆第2回平塚市人権施策推進会議 (人権施策推進協議会における議論の報告)
令和4年11月	・庁議、市議会報告(素案)
令和4年12月 ～令和5年1月	・パブリックコメントの実施
令和5年2月	◇第3回平塚市人権施策推進協議会 (パブリックコメントを踏まえた最終案の検討)
令和5年4月	◇第4回平塚市人権施策推進協議会(最終案の決定)
令和5年5月～6月	・庁議、市議会報告(最終案)
令和5年6月	・指針の公表

3 平塚市人権施策推進協議会規則

平成25年3月29日

規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第3条の規定に基づき、平塚市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権関係団体の代表者
- (3) 公募に応じた市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 協議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 第4条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部人権・男女共同参画課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

4 平塚市人権施策推進協議会委員名簿

NO.	区 分	氏 名	団 体 名 / 役 職	備 考
1	1号 委員	学識経験者 押久保 倫 夫	東海大学法学部教授	副会長
2	2号 委員	団体推薦 朝 倉 隆	神奈川県弁護士会 (朝倉法律事務所)	
3		団体推薦 阿 部 玲 子	平塚市国際交流協会	
4		団体推薦 露 木 敦 子	平塚商工会議所女性会 副会長	
5		団体推薦 江 原 由美子	神奈川人権センター 理事長	会長
6		団体推薦 岩 崎 悦 子	平塚市民生委員児童委員協議会 常任理事	
7		団体推薦 杉 山 純	平塚市人権擁護委員協会 監事	
8		団体推薦 竹 内 順 子	平塚市障がい者団体連合会	
9		3号 委員	公 募 鈴 木 俊 一	一般市民
10	公 募 宮 本 舞		一般市民	

※敬称略。

5 平塚市人権施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進するため、平塚市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策の基本的な考え方及び取組に関する事項
- (2) 人権施策に関連する事業の実施に関する事項
- (3) その他人権施策に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職の者をもって組織する。

- 2 会長は人権に関する事務を所管する部長をもって充て、副会長は当該事務を所管する課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職の者を充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長に事故があるときは、人権に関する事務を所管する課長がその職務を代理する。

(意見等の聴取)

第5条 会長は、必要と認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民部人権・男女共同参画課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会長	市民部長
委員	災害対策課長
	企画政策課長
	職員課長
	人権・男女共同参画課長
	福祉総務課長
	こども家庭課長
	教育総務課長
	社会教育課長

6 世界人権宣言（仮訳文）

1948年12月10日採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

7 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

（基本的人権の享有）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族の禁止、栄典)

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

(思想及び良心の自由)

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

(集会・結社・表現の自由、通信の秘密)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由)

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

○2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

○3 児童は、これを酷使してはならない。

第十章 最高法規

(基本的人権の尊重)

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

8 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

9 「人権に関する市民意識調査」の概要

【調査の目的と方法】

❖ 調査の目的

この調査は、「平塚市人権施策推進指針」を改定するに当たり、人権侵害や差別の問題に関する市民の意識を把握するとともに、今後の人権施策のあり方を検討する上での基礎資料とするため実施しました。

❖ 調査の方法

調査地域：平塚市全域

調査対象：市内在住の18歳以上の男女

標本数：3,000人

抽出方法：住民基本台帳をもとに無作為抽出

調査方法：郵送配付・回収及び電子申請システムによる回答、礼状兼督促の送付

調査期間：令和4年4月4日～4月30日

❖ 調査の内容

◆ 人権問題について

◆ 主な人権課題に関する意識について

<ul style="list-style-type: none">・人権課題に関する意識について・女性の人権について・子どもの人権について・高齢者の人権について・障がいのある人の人権について・同和問題について・外国人の人権について・疾病等にかかる人権侵害について	<ul style="list-style-type: none">・インターネットによる人権侵害について・セクシュアルマイノリティの人権について・刑を終えて出所した人の人権について・犯罪被害者やその家族の人権について・ホームレスの人権について・自殺・自死遺族の人権について・災害発生時における人権侵害について
---	---

◆ 人権課題の解決のための方策について

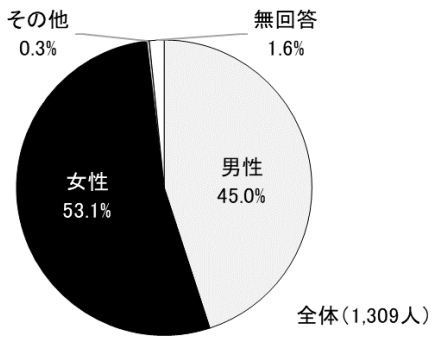
❖ 回収結果

発送数	返送数※	回収数	無効票	有効回収数	有効回収率
(A)	(B)	(C)	(D)	(E) = C - D	(F) = E / (A - B)
3,000	9	1,311	2	1,309	43.8%

※ 返送数は、発送数3,000のうち宛先不明等で郵便局から返送された数

【調査結果】

◆性別



◆年齢

単位: %

	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
全体 (1,309人)	9.7	9.4	16.6	16.3	18.9	27.8	1.4
男性 (589人)	9.5	8.7	16.6	14.9	19.4	30.9	-
女性 (695人)	9.8	10.2	17.0	17.8	19.1	25.8	0.3

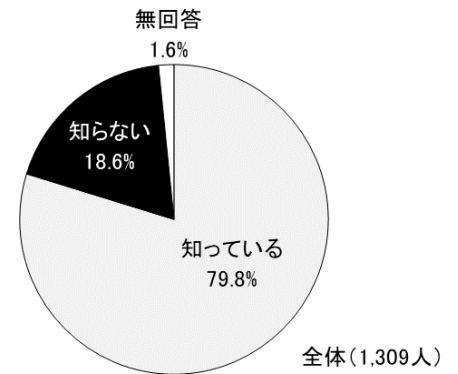
◆職業

単位: %

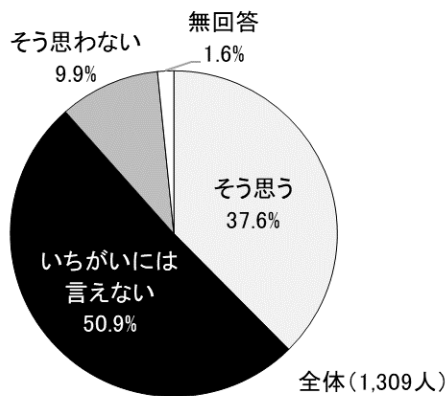
	自営業・個人事業主	学生	その他の職業	無回答
全体 (1,309人)	30.9	17.1	6.0	17.0
男性 (589人)	44.1	10.2	6.1	17.3
女性 (695人)	20.4	23.6	5.9	30.4

会社員・公務員・団体職員 17.1%
契約・派遣社員・パート・アルバイト 6.0%
家事に従事 17.0%
仕事はしていない 22.5%

◆基本的人権についての認知度



◆10年前と比較した国民の人権意識

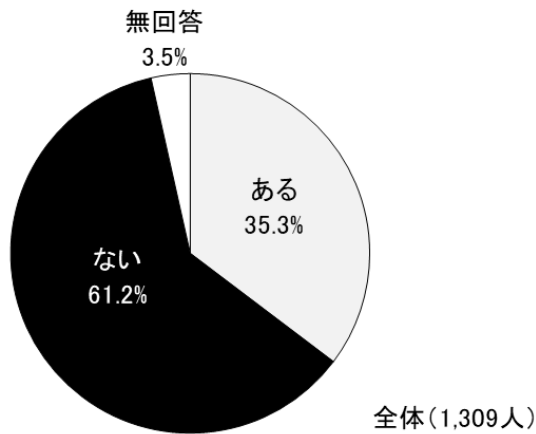


◆差別や人権侵害の存在の有無

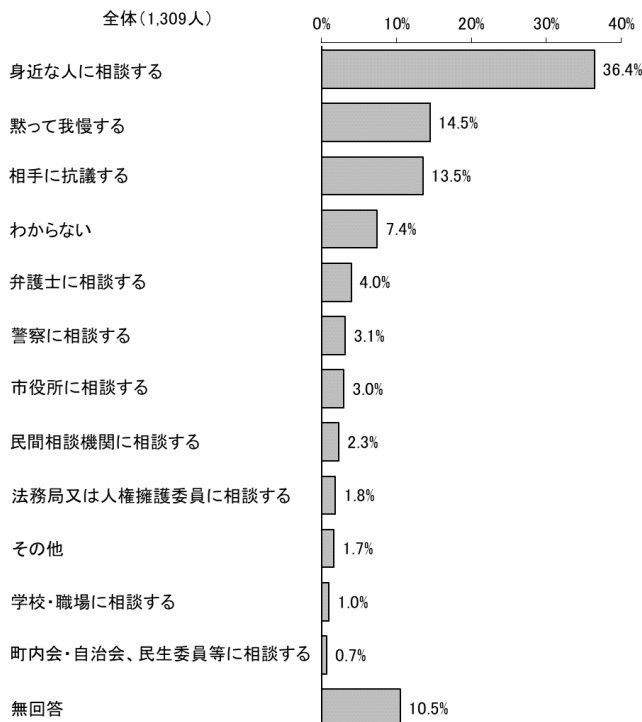
【存在する】 単位: %

	多く存在する	ある程度存在する	存在しない	無回答
全体 (1,309人)				
女性	30.1	62.5	5.0	2.4
子ども	20.9	63.8	11.8	3.4
高齢者	20.0	66.5	10.5	2.9
障がいのある人	49.4	43.2	4.7	2.8
同和問題	16.6	61.3	15.4	6.7
アイヌの人々	13.3	56.6	25.1	5.0
外国人	25.0	63.1	8.3	3.7
疾病等※	31.8	56.1	8.3	3.8
刑を終えて出所した人	45.1	46.2	5.0	3.7
犯罪被害者等	32.7	53.3	9.8	4.2
インターネットによる人権侵害	66.0	26.7	4.0	3.4
ホームレス	42.4	49.2	5.0	3.4
セクシュアルマイノリティ	30.8	56.8	7.1	5.3
北朝鮮当局によって拉致された被害者等	29.3	47.2	19.0	4.5
人身取引	24.3	48.3	21.4	6.0
自殺・自死遺族	22.5	59.8	13.4	4.4
災害発生時における人権侵害	22.9	57.7	15.3	4.1

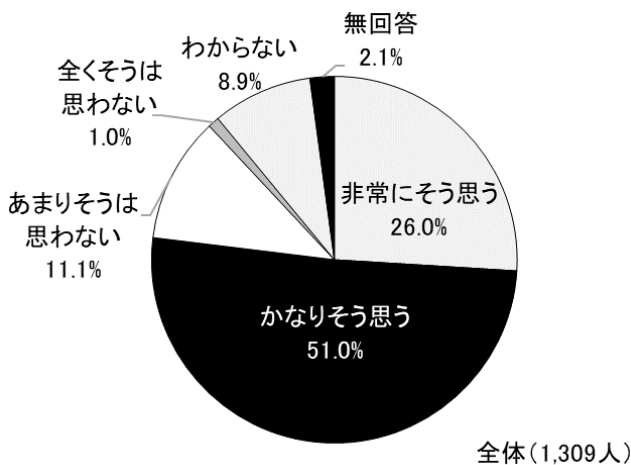
◆人権侵害を受けた経験



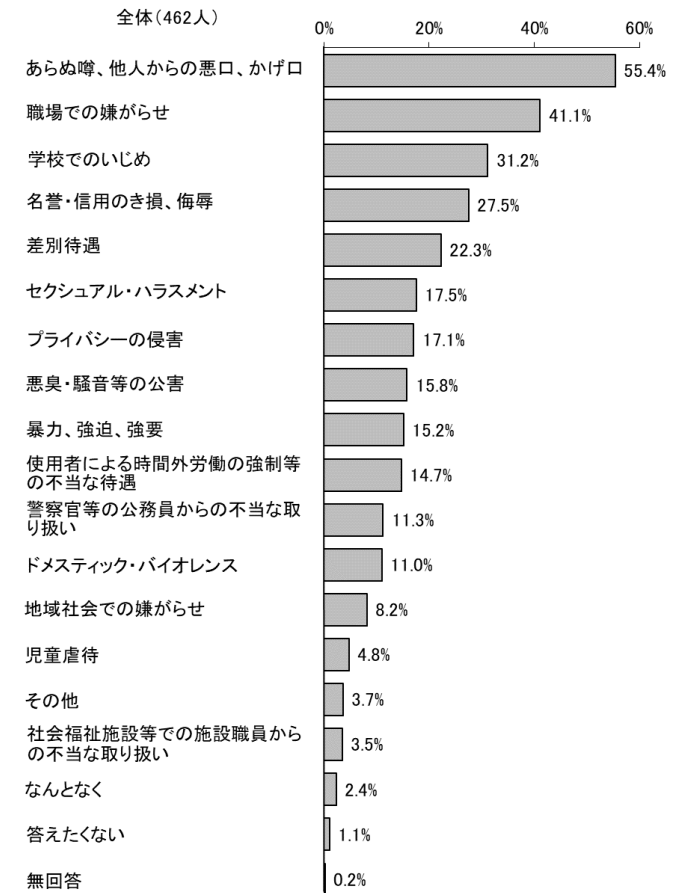
◆差別や人権が侵害された場合の対応



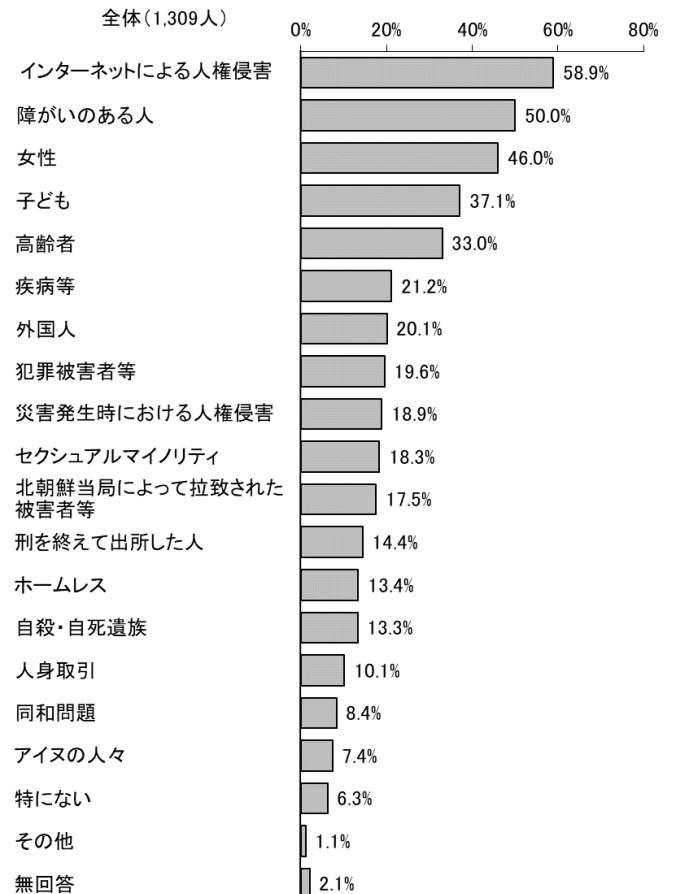
◆人権尊重と権利の主張による他人への迷惑



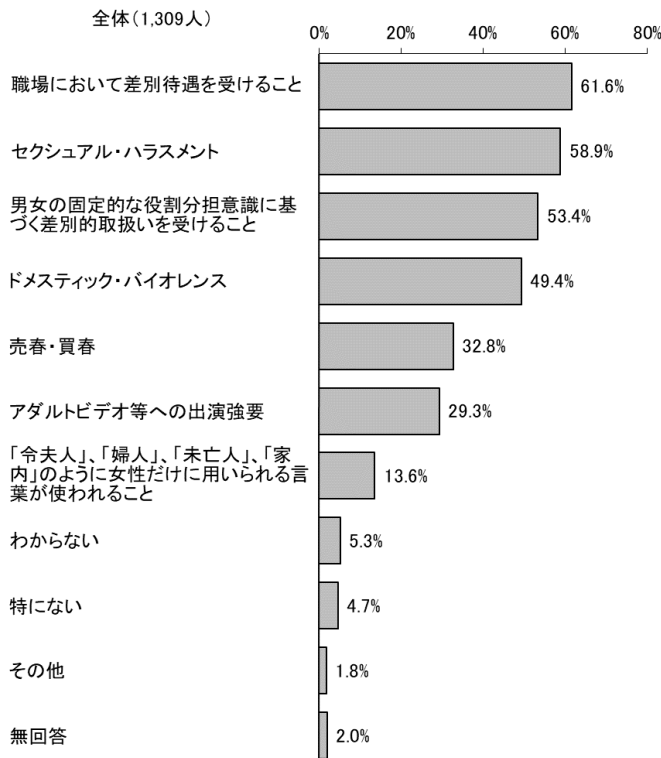
◆人権侵害の内容



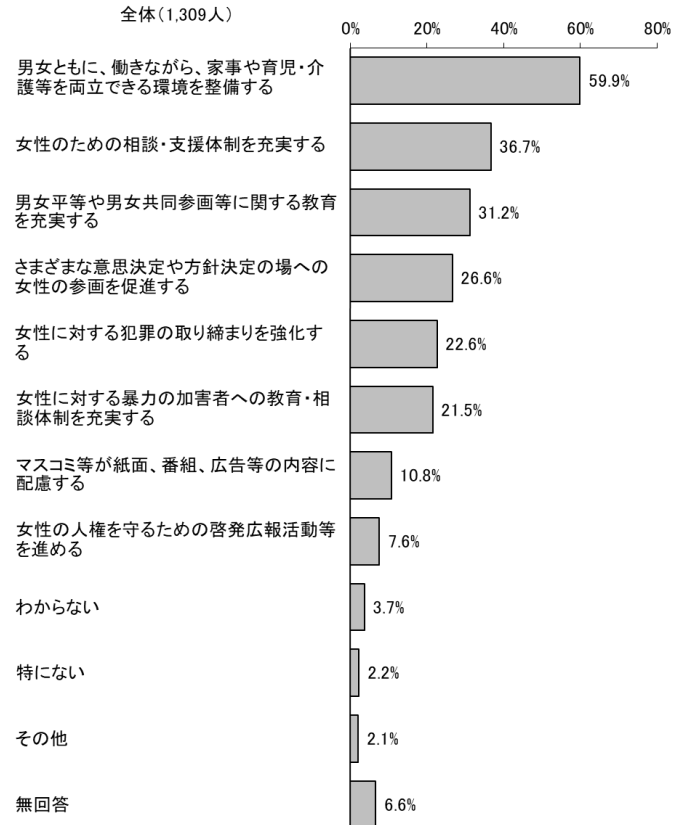
◆関心のある人権課題



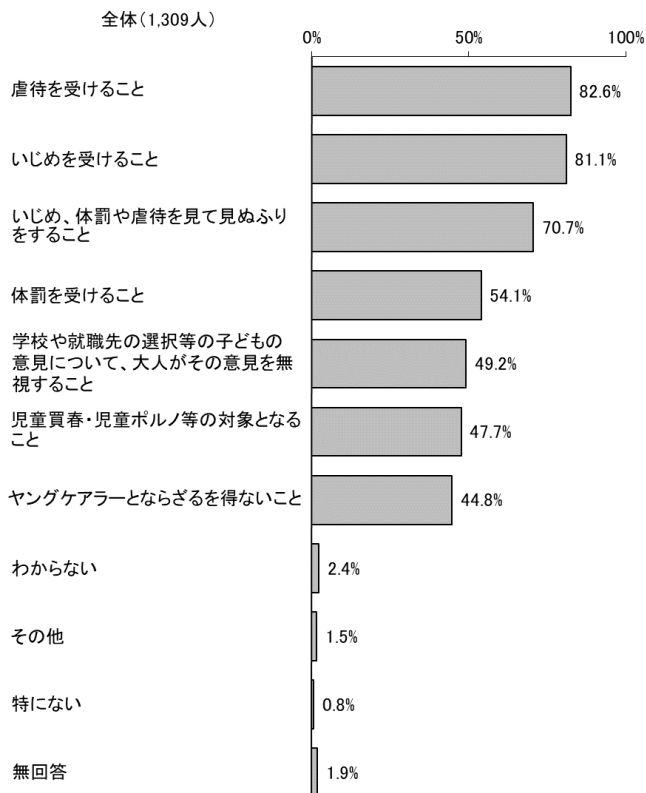
◆女性に関する人権上の問題点



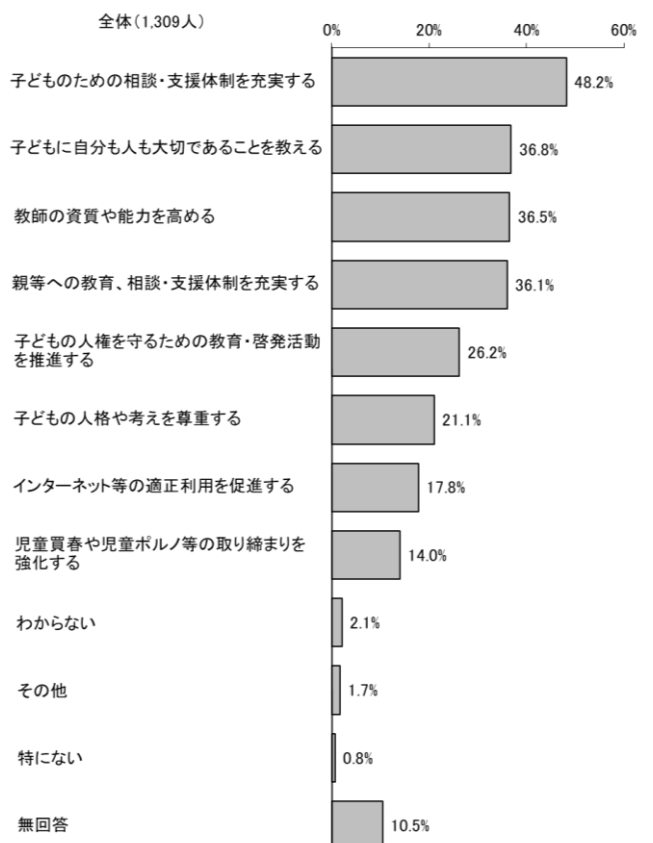
◆女性の人権を守るために必要なこと



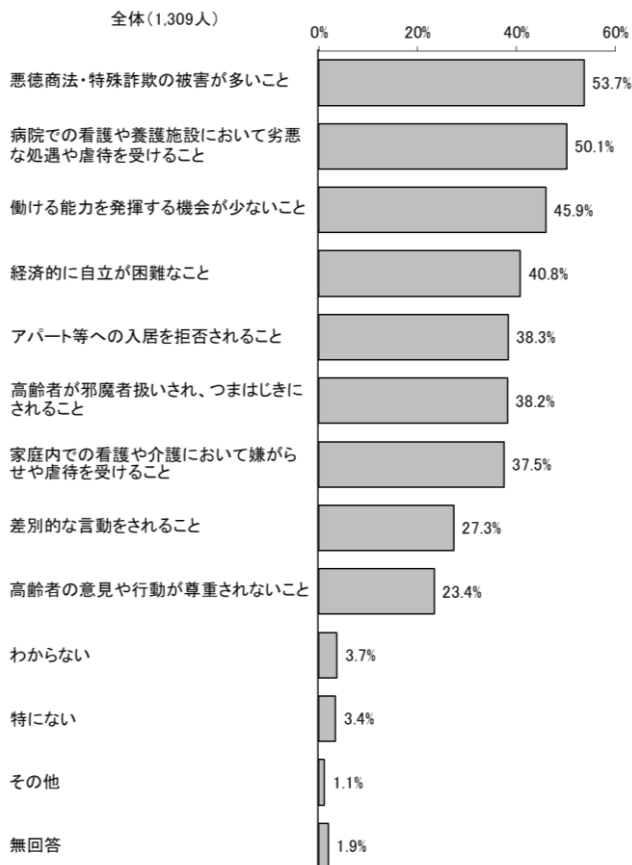
◆子どもに関する人権上の問題点



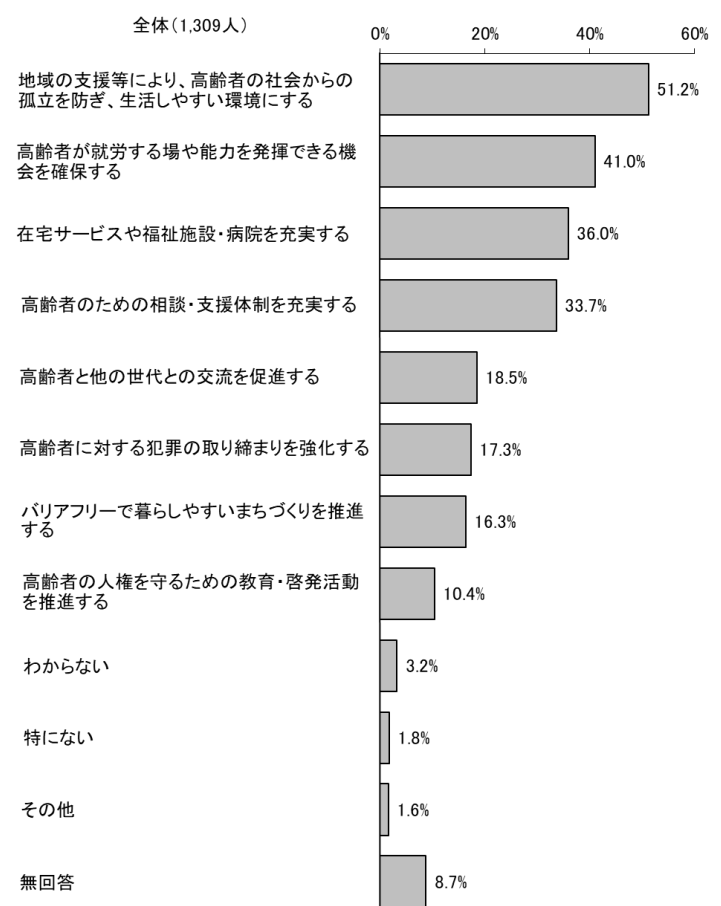
◆子どもの人権を守るために必要なこと



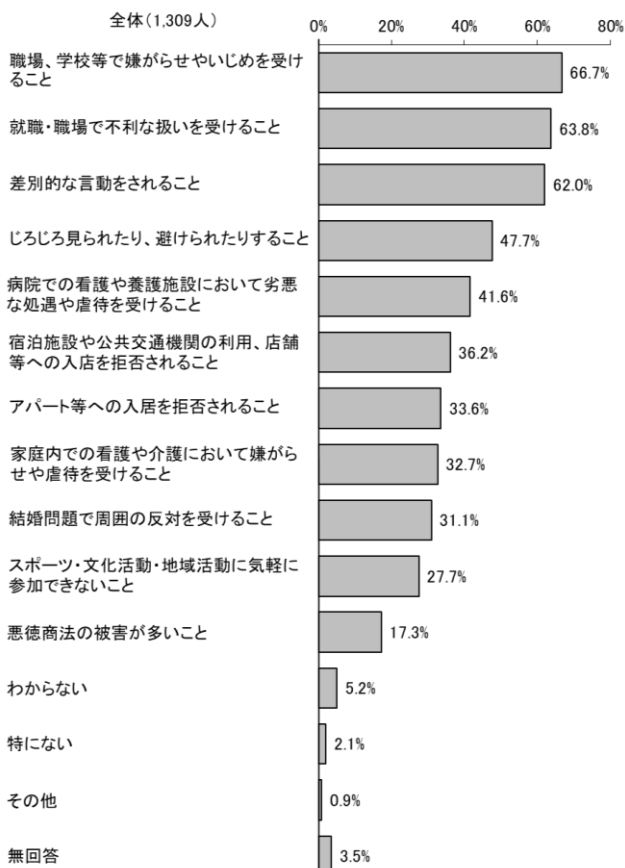
◆高齢者に関する人権上の問題点



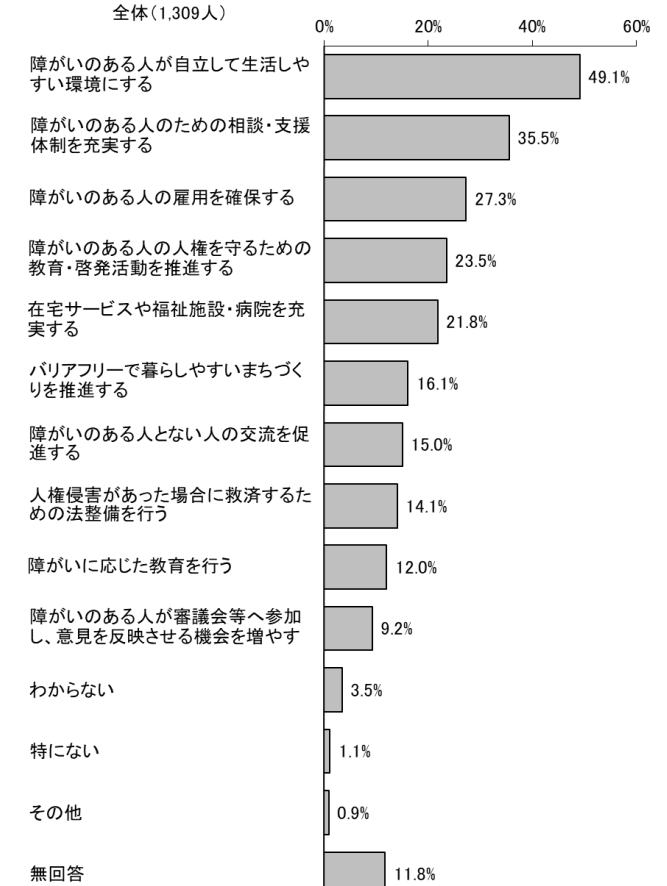
◆高齢者の人権を守るために必要なこと



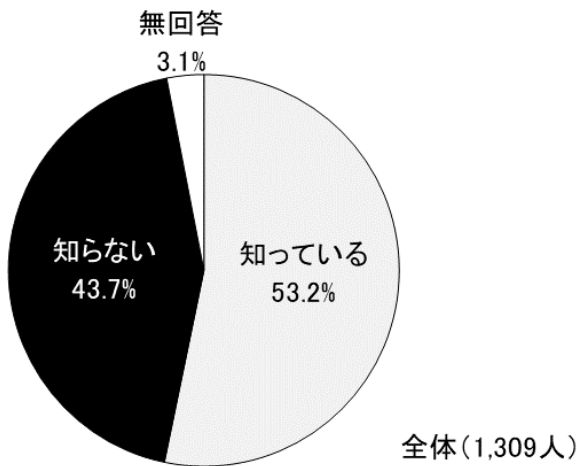
◆障がいのある人に関する人権上の問題点



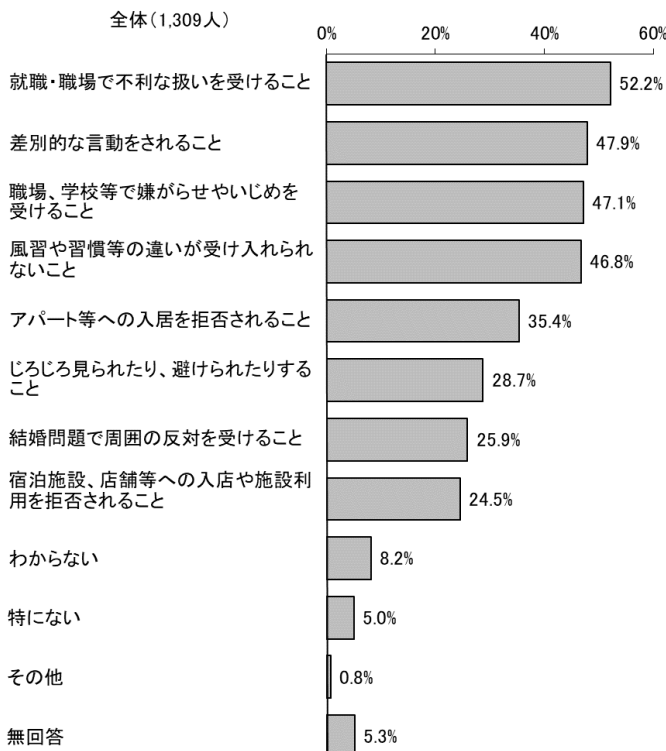
◆障がいのある人の人権を守るために必要なこと



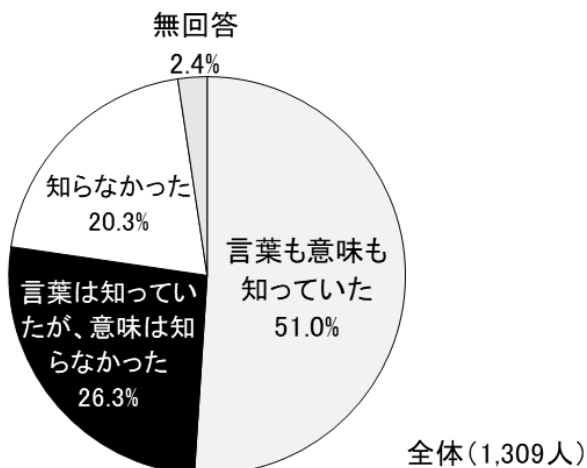
◆同和問題についての認知度



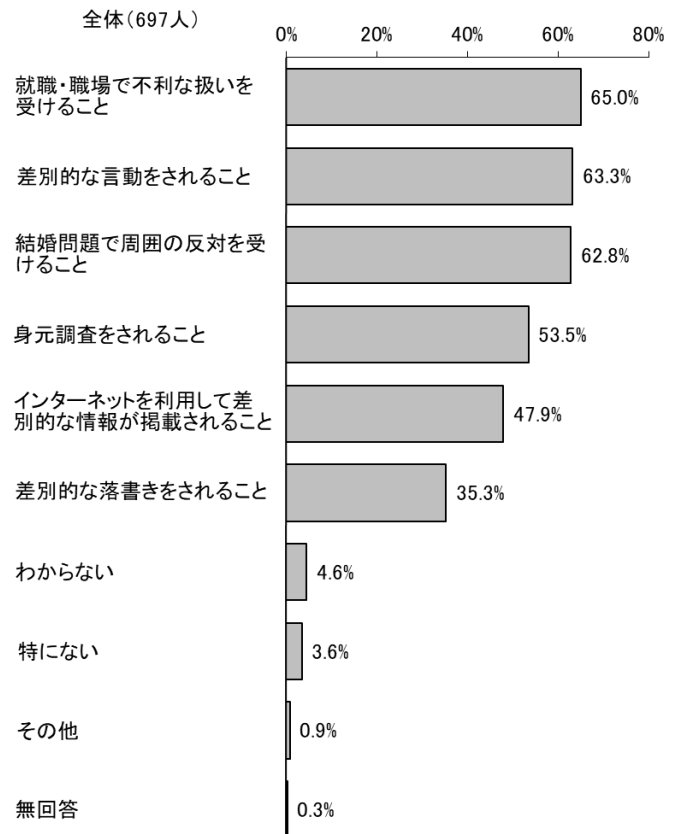
◆外国人に関する人権上の問題点



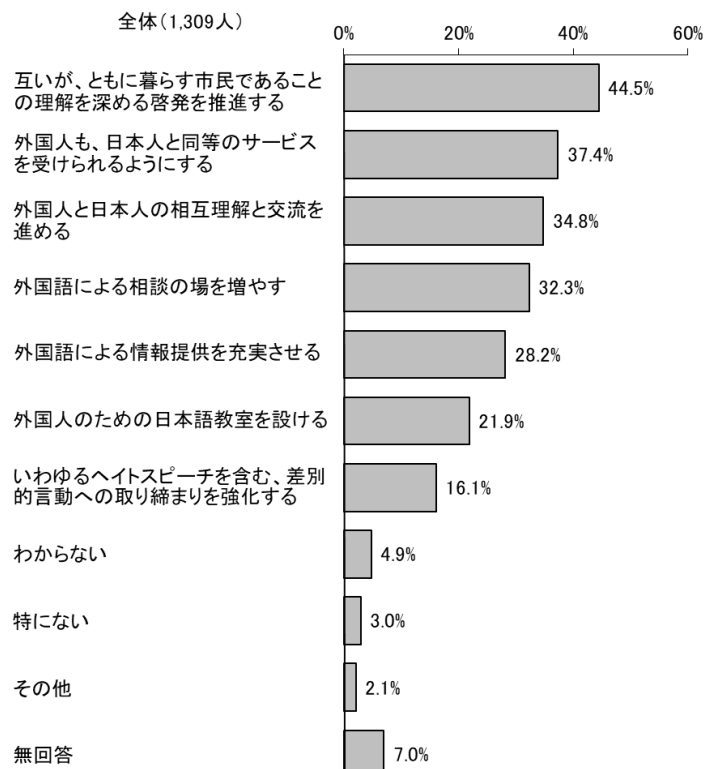
◆ヘイトスピーチについての認知度



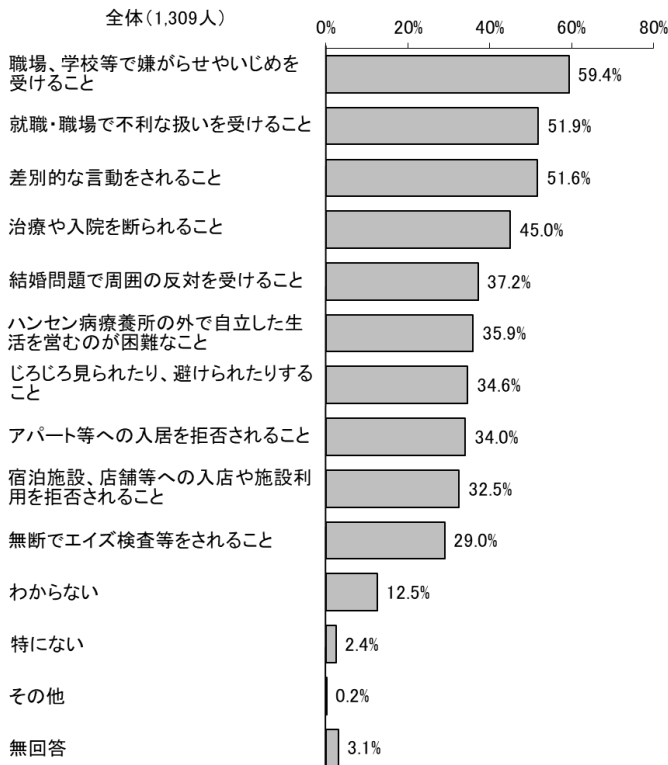
◆同和問題に関する人権上の問題点



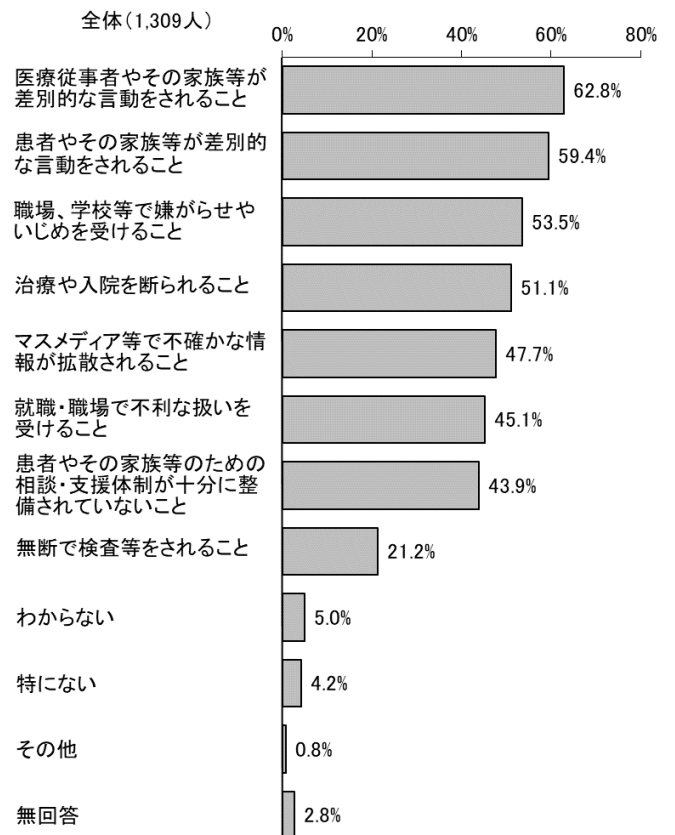
◆外国人の人権を守るために必要なこと



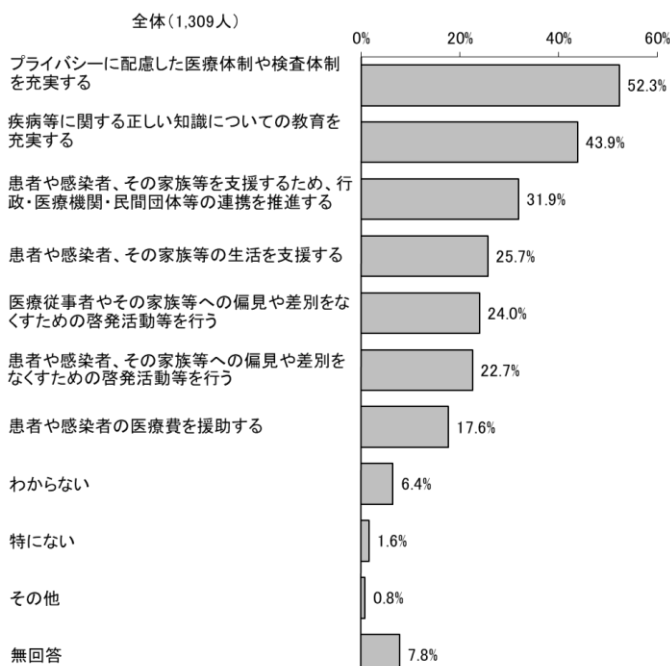
◆エイズ患者やHIV感染者、ハンセン病患者等に関する人権上の問題点



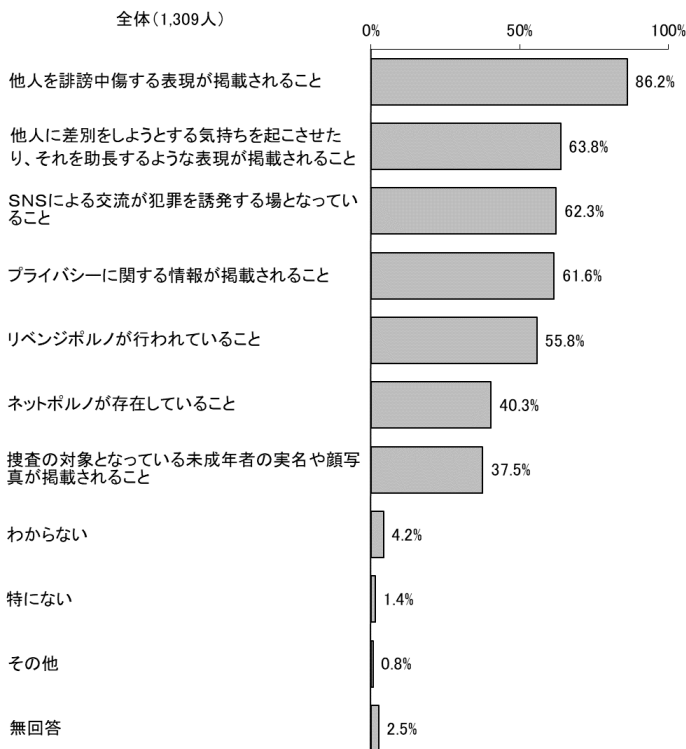
◆新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点



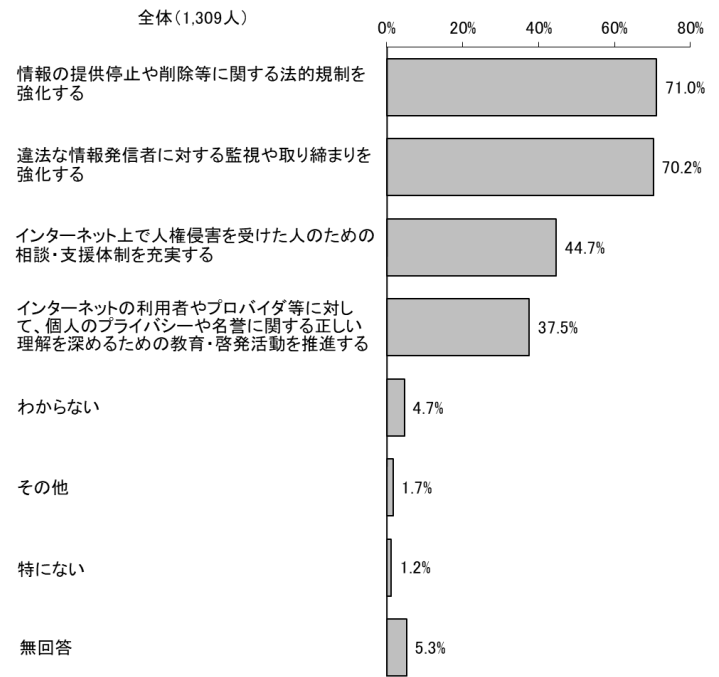
◆疾病等にかかる人権侵害を防ぐために必要なこと



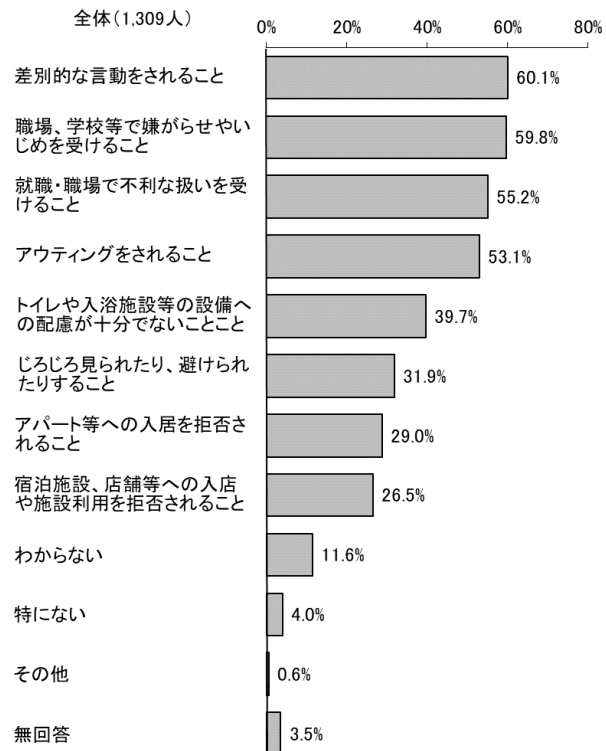
◆インターネットによる人権侵害に関する問題点



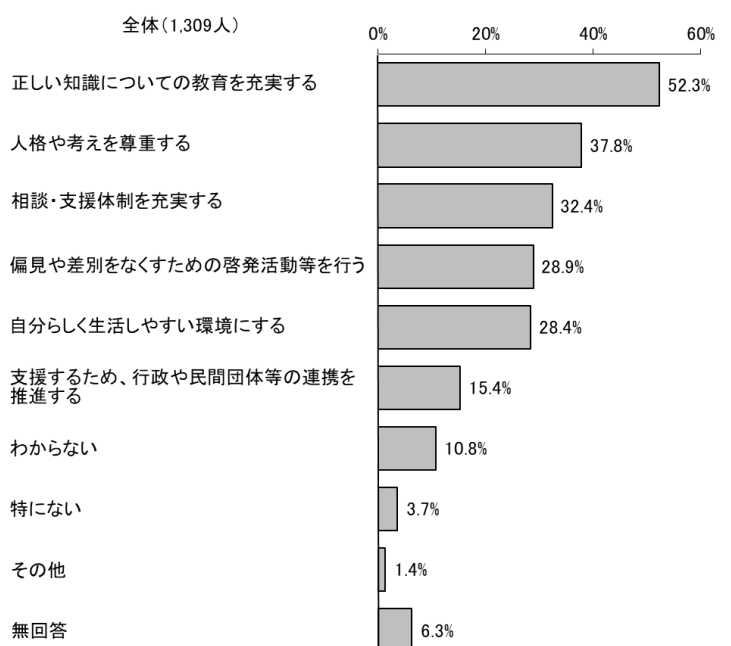
◆インターネットによる人権侵害を防ぐために必要なこと



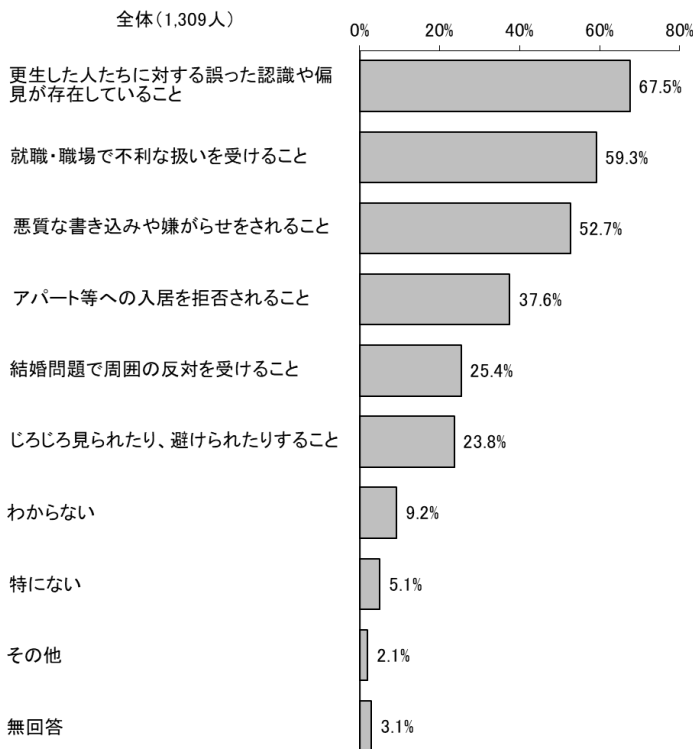
◆セクシュアルマイノリティに関する人権上の問題点



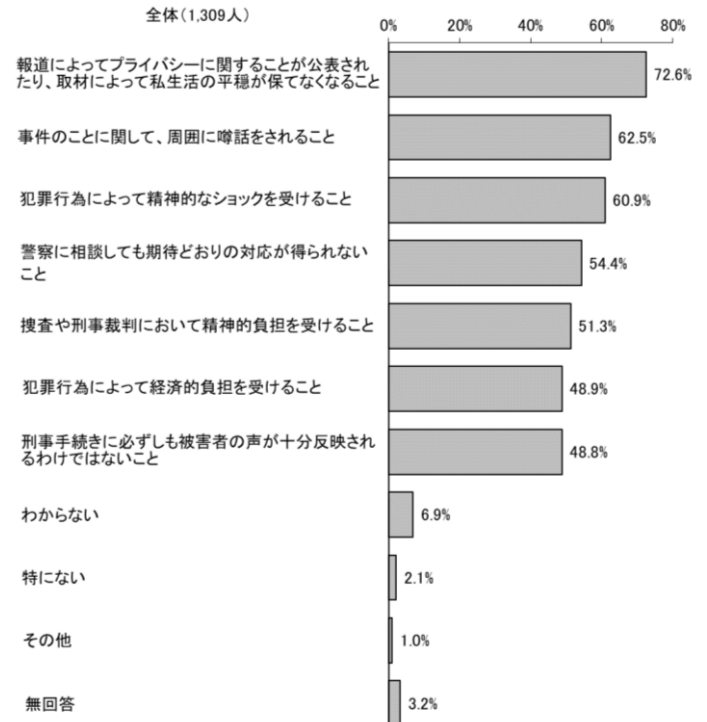
◆セクシュアルマイノリティの人権を守るために必要なこと



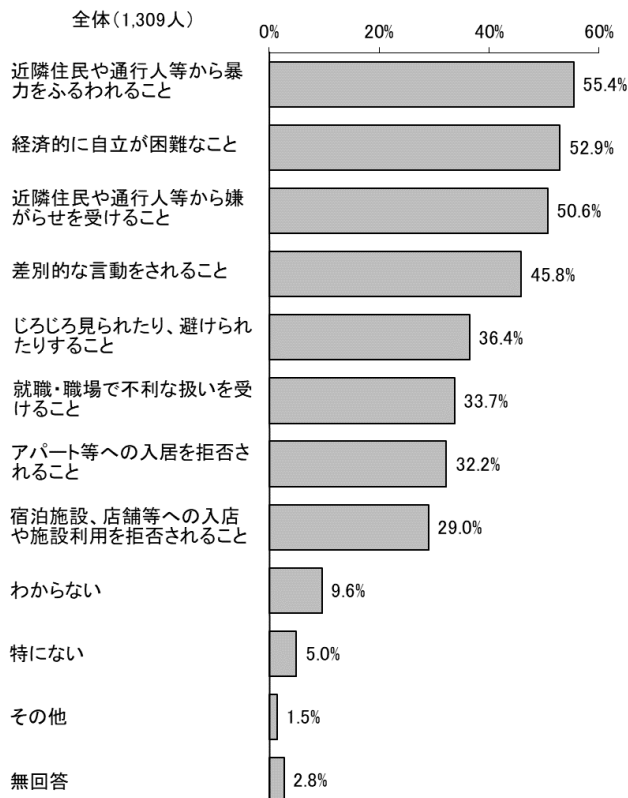
◆刑を終えて出所した人に関する人権上の問題点



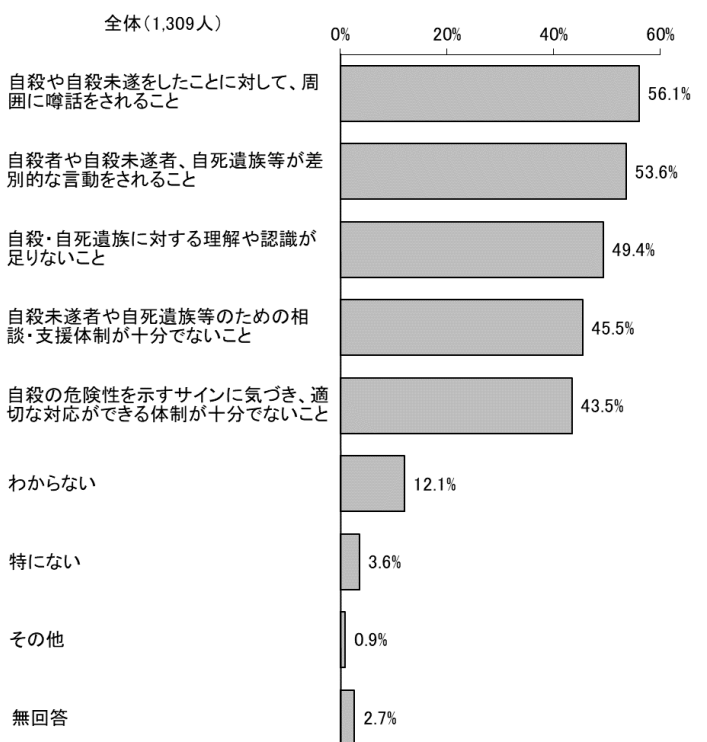
◆犯罪被害者等に関する人権上の問題点



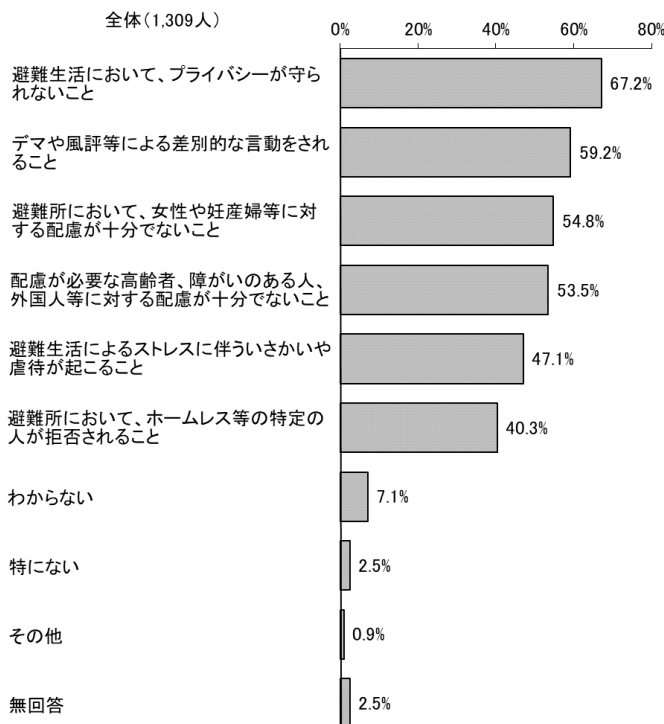
◆ホームレスに関する人権上の問題点



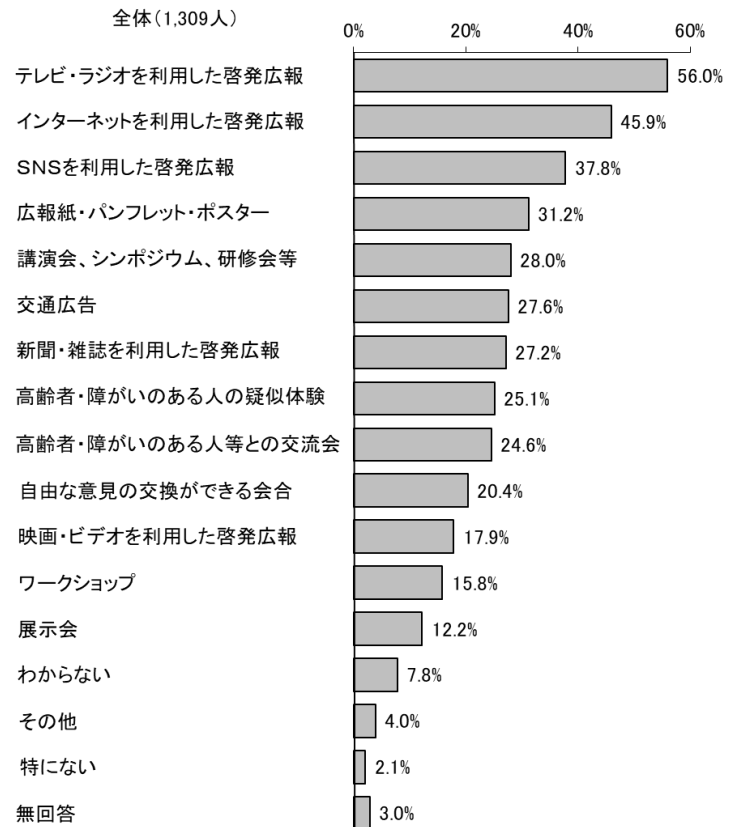
◆自殺・自死遺族に関する人権上の問題点



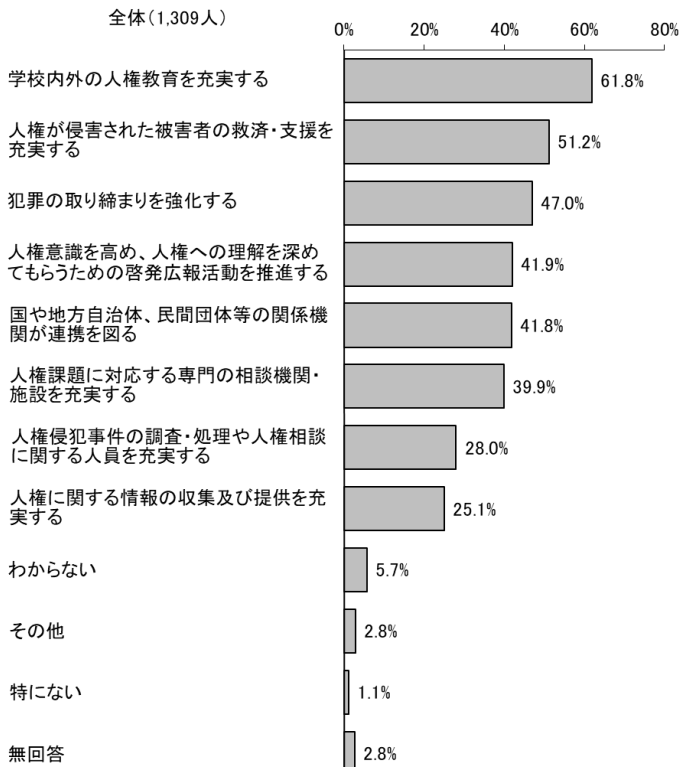
◆災害発生時における人権侵害に関する問題点



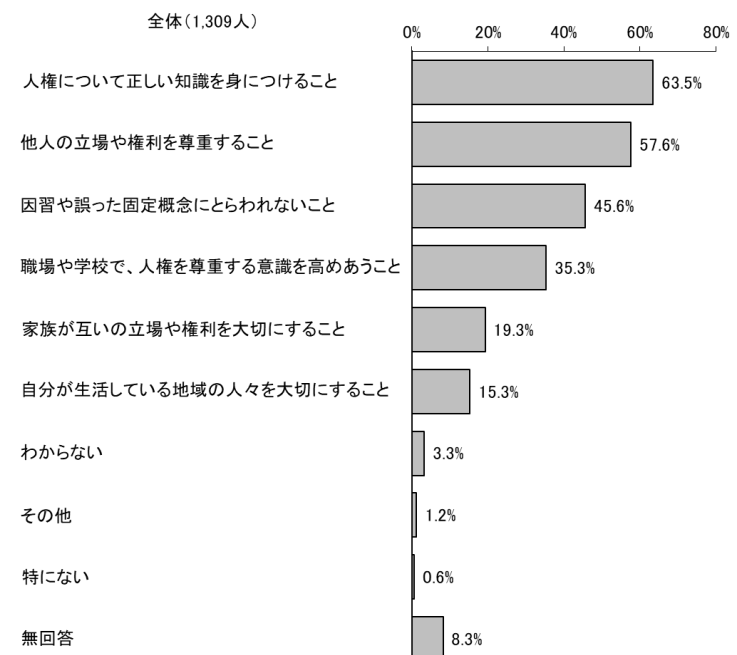
◆効果的な啓発広報活動



◆人権課題の解決のための方策



◆市民一人ひとりに求められている行動



10 人権に関する用語説明

本指針の内容を理解する上での参考として、人権に関する主な用語をわかりやすくまとめたものです。

あ

●エイズ

後天性免疫不全症候群。H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって免疫機能（抵抗力）が破壊されてしまう病気。体力が弱まりエイズ特有の症状（カリニ肺炎、カンジダ性食道炎など）が現れる。エイズは一般的通称として、H I V感染症と同義語に用いられることがあるが、正確にはH I V感染症の末期の状態を指す。

●H I V感染者

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人のこと。

●H I V感染症

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した状態のこと。

●SNS（Social-Networking-Service）

インターネット上で個人同士が繋がりを持つことができる場を提供しているサービスのこと。

●えせ同和行為

あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名のもとに、企業や行政に不当な圧力をかけて、高額な書籍を売りつけたり、利益や義務なきことを要求したりする行為のこと。

●NGO（Non-Governmental-Organization）

非政府組織。平和・人権問題などで、国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織のこと。

●NPO（Non-Profit-Organization）

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人」という。

か

●外国につながるのがある市民

外国籍の市民及び国籍・民族・文化など様々な背景（例えば日本国籍であっても母語が日本語ではない等）を持った市民のこと。

●かながわ人権施策推進指針

平成 15（2003）年に神奈川県が策定した指針。人権施策推進にあたっての基本姿勢を示すと

ともに、人権教育、人権啓発、相談・支援、分野別の施策などの取組についての方向性が示されている。平成 25（2013）年、令和 4（2022）年に改定された。

●権利擁護

日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手・理解や判断、自己の権利や援助のニーズを表明することが本人のみでは困難な人に代わって、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。

●合理的配慮

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、行政機関や民間事業者に対し、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合は、負担が過重でない場合に、障がいのある人の権利・利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。

●高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護することを目的として、平成 17（2005）年に制定された法律。高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置などを定めている。

●国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として条約化したもので、昭和 41（1966）年に国連で採択された。人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」の 3つの条約の総称。日本はA規約・B規約について、昭和 54（1979）年に批准した。

●子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

子どもの権利を保障するための国際条約で、平成元（1989）年に国連で採択された。18歳未満のすべての者（児童）を対象に、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等について包括的に規定している。日本は平成 6（1994）年に批准した。

さ

●JK ビジネス

女子高生（JK）等によるマッサージ・散歩・会話などの接客サービスを売り物とする営業のことを指す。適法な営業を装いながら、性的なサービスを提供する店舗が一部に存在しており、青少年が性被害等にあうケースが発生している。

●ジェンダー

社会通念や慣習などによってつくられる女性像、男性像のことで、「社会的性別」と訳される。生物学的性別（セックス）に対する言葉として、国際的にも広く用いられている。

●ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、男女格差を示す指標のこと。

●児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的として、平成 12（2000）年に制定された法律で、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の保護等、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童を発見した者の通告義務などを定めている。

●障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための包括的・総合的な国際条約で、平成 18（2006）年に国連で採択された。日本は平成 26（2014）年に批准した。

●女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

男女平等の原則に基づき、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる分野における女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置を規定した条約で、昭和 54（1979）年に国連で採択された。男女の平等の達成に貢献することを目的としている。日本は昭和 60（1985）年に批准した。

●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12（2000）年に制定された法律。人権の擁護に資することを目的としており、国や地方公共団体の責務として人権教育・人権啓発に関する施策の策定及び実施を掲げている。

●人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成 14（2002）年 3 月に政府が策定した計画。日本の人権教育・啓発の現状、基本的なあり方や推進の方策を位置づけている。推進の方策については、人権一般の普遍的な視点からの取組とともに、子ども、高齢者、女性、障がいのある人などの個別の人権課題への取組を明記している。

●人権教育のための国連 10 年

平成 6（1994）年の国連総会において決議されたものであり、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義している。

●「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画

「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成 9（1997）年に国が策定した計画。生涯学習（学校教育・社会教育）において、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人などの人権課題への取組を提唱している。

●人権擁護委員

国民の基本的人権を守るために、国の機関として、法務省人権擁護局とその下部組織である法務局、地方法務局及びその支局、それに法務大臣が委嘱する人権擁護委員が置かれている。これらをまとめて法務省の人権擁護機関と呼び、人権に関する相談に応じたり、国民一人ひとりが人権に関する理解を深めることができるよう、様々な啓発活動をしている。

人権擁護委員は各市町村の地域住民の中にあつて人権擁護活動を行う。

●人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

昭和 40（1965）年に国連総会で採択された条約。「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系、民族的又は種族的出身に基づく区別や除外や制約や優先であり、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている。日本は平成 7（1995）年に加入している。

●スクールカウンセラー

不登校をはじめ、児童・生徒の様々な課題を解決するため、各小中学校に派遣されて本人や保護者のカウンセリングを行うとともに、教職員に対して援助等を行う職員のこと。児童・生徒の心理に関して専門的な知識や経験を持っている。

●スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱えた児童・生徒の置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用を通じ、問題解決に向けた支援をする職員のこと。

●ストーカー行為

特定の人に対してつきまとい、まちぶせ、連続した電話などの行為を繰り返し行うこと。平成 12（2000）年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」では、ストーカー行為を処罰する等の必要な規制を行うこと、被害者に対する援助などを定めている。

●精神疾患

うつ病、パニック障がい、統合失調症、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）、摂食障がいなど、様々な種類がある。

周囲の理解が乏しいことから、偏見の目で見られたり、差別的な処遇を受けたりすることにより、人権侵害につながる可能性もある。

●性同一性障がい

生物学的な性であるからだの性と性の自己意識であるところの性が一致しないため、社会生活に支障がある状態のこと。

●成年後見制度

加齢等により判断能力が不十分となり、財産管理や契約などの手続きが困難な人に対して、本人の行為の代理又は行為を補助する人を選任する制度のこと。

●世界人権宣言

世界的普遍性を持つ国際人権文書として初めてのもので、昭和 23（1948）年の国連総会で採択された。「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」としての性質を持つ。第 1 条では全ての人間が生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であることを、第 2 条では全ての人が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げる全ての権利と自由とを享有することができることをうたっている。

●セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意志に反して行われる性的嫌がらせのこと。

●積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること。

た

●多文化共生

国籍や民族、文化などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認めあい、対等な関係を築きながら、地域社会で共に生きること。

●男女共同参画社会

男女が対等に社会のあらゆる分野に参画し、お互いを支えあい、喜びも責任も分かちあう、豊かで活力のある社会のこと。この理念を実現するため、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定された。

●デートDV

若年層（大学生や高校生などを含む）の結婚していないカップル間で起こる暴力等のこと。

●ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人・婚約者など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力のこと。配偶者にはDVが原因で離婚した元配偶者や事実上婚姻関係にある者を含む。身体的なものだけでなく、精神的、経済的、性的な暴力など様々な種類がある。

は

●バリアフリー化

公共の建築物、道路、個人の住宅などにおいて、高齢者や障がいのある人に配慮した設計を行うこと。

●パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の権限や地位を利用して行われる職場内での嫌がらせのこと。

●犯罪被害者等

犯罪等により被害を被った人及びその家族又は遺族のこと。

●ハンセン病

「らい菌」によって引き起こされる感染力の弱い慢性の感染症で、現在では医療技術の進歩により完治する病気のこと。

●避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、子どもその他の特に配慮を必要とする人の中で、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

●ホームレス

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる人のこと。

ま

●マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

職場等での女性に対する妊娠・出産・育児休業などに関する嫌がらせのこと。

や

●ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

●ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、できるだけ全ての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事などをデザインすること。

ら

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念であり、思春期から更年期にいたるまでの女性の生涯を通して、女性の体と健康の自己決定権を確立する考え方のこと。性行動や出産について女性が自己決定していくという権利も含む。

●ワーク・ライフ・バランス (Work-life balance)

「仕事と生活の調和」。多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルにあわせた働き方の選択が可能となり、性や年齢に関わらず仕事と生活との調和を図ることができるようになる。

平塚市人権施策推進指針【改定版】

令和5（2023）年6月

発行：平塚市市民部人権・男女共同参画課
〒254 - 8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
TEL：0463 - 21 - 9861（直通） FAX：0463 - 21 - 9756
ホームページ <https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>